

スペイン

商標法

2001年12月7日法律No. 17/2001

(工業意匠の法的保護に関する2003年7月7日法律No. 20/2003による改正を含む統合版)

目次

第I部 一般規定

第1条 適用範囲

第2条 権利取得

第3条 正当性

第II部 商標の概念及び登録禁止事由

第I章 商標の概念

第4条 商標の概念

第II章 絶対的禁止事由

第5条 絶対的禁止事由

第III章 相対的禁止事由

第6条 先の商標

第7条 先の商号

第8条 登録された周知及び著名な商標及び商号

第9条 他の先の権利

第10条 代理人又は代表者の商標

第III部 登録出願及び手続

第I章 登録出願

第11条 出願

第12条 出願要件

第13条 出願日

第14条 同盟優先権

第15条 博覧会優先権

第II章 登録手続

第16条 認容可能性及び方式の審査

第17条 出願の転送

第18条 出願の公告

第19条 第三者の異議申立及び意見書

第20条 実体審査

第 21 条 出願の停止

第 22 条 出願の解決

第 III 章 手続に関する一般規定

第 23 条 出願の取下, 限定及び補正

第 24 条 商標出願又は登録の分割

第 25 条 権利の回復

第 26 条 手続の停止

第 27 条 行政処分 of 再審理

第 28 条 仲裁

第 29 条 通知

第 30 条 記録の公衆閲覧

第 IV 部 登録商標の存続期間, 更新及び補正

第 31 条 存続期間

第 32 条 更新

第 33 条 補正

第 V 部 商標に対する権利の内容

第 I 章 商標の登録及び出願の効果

第 34 条 商標により付与される権利

第 35 条 辞典における商標の複製

第 36 条 商標権の消尽

第 37 条 商標権の限定

第 38 条 暫定的保護

第 II 章 商標の使用義務

第 39 条 商標の使用

第 III 章 商標権を侵害する行為

第 40 条 民事訴訟及び刑事訴訟の可能性

第 41 条 商標所有者により提起することができる民事訴訟

第 42 条 損害賠償の原因

第 43 条 損害賠償額の算定

第 44 条 強制的賠償金

第 45 条 訴訟の時効

第 IV 章 財産権の対象としての商標

第 46 条 通則

第 47 条 商標の譲渡

- 第 48 条 ライセンス許諾
- 第 49 条 権利変更の登録申請
- 第 50 条 権利変更の登録手続

第 VI 部 商標の無効及び失効

第 I 章 無効

- 第 51 条 絶対的無効理由
- 第 52 条 相対的無効理由
- 第 53 条 既判力の例外の拡張
- 第 54 条 無効宣言の効果

第 II 章 失効

- 第 55 条 失効
- 第 56 条 不更新を理由とする失効
- 第 57 条 商標の放棄
- 第 58 条 商標の不使用による失効

第 III 章 通則

- 第 59 条 正当性
- 第 60 条 一部無効及び失効
- 第 61 条 登録簿への記入並びに決定の執行及び伝達

第 VII 部 団体標章及び保証標章

第 I 章 団体標章

- 第 62 条 概念及び所有権
- 第 63 条 使用規約
- 第 64 条 出願の拒絶
- 第 65 条 使用規約の改訂
- 第 66 条 無効理由
- 第 67 条 失効理由

第 II 章 保証標章

- 第 68 条 概念
- 第 69 条 使用規約
- 第 70 条 出願の拒絶
- 第 71 条 使用規約の改訂
- 第 72 条 無効理由
- 第 73 条 失効理由

第 III 章 通則

第 74 条 使用規約の公的性質

第 75 条 商標の使用

第 76 条 訴訟の提起

第 77 条 取り消された団体標章又は保証標章の登録の暫定的禁止

第 78 条 適用規定

第 VIII 部 国際商標

第 79 条 スペインへの領域拡張の申請

第 80 条 スペインにおける保護の拒絶及び付与

第 81 条 国際登録出願

第 82 条 国際出願の予備審査

第 83 条 国際登録の変更

第 IX 部 共同体商標

第 84 条 スペイン特許商標庁への共同体商標出願

第 85 条 失効又は無効の後続宣言

第 86 条 共同体商標の変更

第 X 部 商号

第 87 条 概念及び適用規定

第 88 条 登録禁止事由

第 89 条 分類及び適用手数料

第 90 条 登録により付与される権利

第 91 条 商号の無効及び失効

第 1 追加規定 管轄権及び手続に関する規定

第 2 追加規定 手数料

第 3 追加規定 特許法の改正

第 4 追加規定 手続の完了

第 5 追加規定 手続の解決のための期限

第 6 追加規定 工業所有権公報

第 7 追加規定 他の登録可能な方式の工業所有権に対する権利の回復申請

第 8 追加規定 電子的手段の使用

第 9 追加規定 保護標識の伝達

第 10 追加規定 スペイン特許商標庁により実施されるデータベース照会についての契約上及び予算上の規則

第 11 追加規定 テレマティクス通信ネットワークによる情報サービスの提供

第 12 追加規定 行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)の適用

第 13 追加規定 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975 年 5 月 2 日法律 No. 17/1975)の改正

第 14 追加規定 周知又は著名な商標又は商号と混同を生じさせる虞のある法人名称の付与の禁止

第 15 追加規定 スペイン特許商標庁の国際機関及び外国官庁との協力

第 16 追加規定 ネットワーク・ドメインネームに関する法案

第 17 追加規定 商標侵害を理由とする会社の清算

第 18 追加規定 法人名称に関する法案

第 19 追加規定 保護された原産地名称及び地理的表示に関する法案

第 1 経過規定 手続に関する経過規則

第 2 経過規定 既に登録された権利に対する本法の適用

第 3 経過規定 登録された事業標識に関する経過規則

第 4 経過規定 恒久的に取り消された事業標識の登録外保護

第 5 経過規定 自治州の所轄官庁による登録活動の開始

第 6 経過規定 商号の分類

第 7 経過規定 登録の併合

第 8 経過規定 5 年ごとの手数料の不納付による失効

単一廃止規定

第 1 最終規定 管轄権

第 2 最終規定 本法の展開

第 3 最終規定 施行

付録

附則 1 権利の取得, 防御及び維持

附則 2 権利譲渡及びその他の修正の登録

附則 3 その他のサービス

附則 4 公告

第 I 部 一般規定

第 1 条 適用範囲

- (1) 識別性のある標識の保護を目的として、次の工業所有権が本法に従い付与される。
 - (a) 商標
 - (b) 商号
- (2) 前号に示す権利に影響を与える出願、付与及びその他の法律行為又は取引は、本法及び本法の関連規則の規定に従い、商標登録簿に記入されるものとする。
- (3) 工業所有権関係法令の施行に際して自治州に委任された権能を害することなく、本法の規定に従い、商標登録簿は国内領域を通じて唯一無二であるものとし、かつスペイン特許商標庁により保管される。

第 2 条 権利取得

- (1) 商標及び商号における所有権は、本法の規定に従う有効な登録により取得される。
- (2) 商標の登録が第三者の権利の不誠実な使用又は法律上若しくは契約上の義務の侵害によって出願された場合は、被害を受けた当事者は、裁判所において当該商標の所有権を主張することができる。ただし、当該当事者が、登録日前に時宜を得た方法で、又は登録の公告日若しくは第 39 条に従い登録商標の使用が開始された時から 5 年以内に、請求を提起することを条件とする。請求が提起された場合は、関連の裁判所は商標登録簿への記入を目的として、スペイン特許商標庁に対してその旨を通知し、かつ該当する場合は、商標登録手続を停止するよう命じるものとする。
- (3) 請求を解決する決定の結果として商標の所有権に変更があった場合は、第三者のライセンス及びその他の権利は、当該第三者が自己への譲渡を請求することができる権利を害することなく、商標登録簿における新所有者の記入により効力を失うものとする。

第 3 条 正当性

- (1) スペイン国籍の自然人若しくは法人、及びスペイン領域内に常居所若しくは現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の施設を有し又は工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(以下「パリ条約」という)のスペインにおいて有効な法律の規定に従いその恩典を享受する外国自然人若しくは法人は、商標又は商号の登録を得ることができ、世界貿易機関の構成国の国民も同様とする。
- (2) 商標又は商号の登録は、本法の規定に従い、前項の対象ではない外国自然人又は法人によっても得ることができる。ただし、それらの者が国民である国家の法律がスペイン国籍の自然人又は法人に当該標識の登録を許容していることを条件とする。
- (3) (1)にいう者は、パリ条約の規定及びスペインにより批准された他の国際条約の規定については、それらが直接適用されかつ本法の規定よりも当該人にとって有利な場合は、自己の利益のためにこれらを援用することができる。

第 II 部 商標の概念及び登録禁止事由

第 I 章 商標の概念

第 4 条 商標の概念

- (1) 商標とは、視覚的に表示することができ、かつ市場においてある会社の商品又はサービスを他の会社の商品又はサービスから識別するために使用される標識をいう。
- (2) 当該標識は、特に次のものとすることができる。
- (a) 個人を特定するために使用されるものを含む、語又は語の組合せ
 - (b) 画像、図形、記号及び図画
 - (c) 文字、数字及びそれらの組合せ
 - (d) 製品の包装、包装容器及び形状又はその表示を含む立体的形態
 - (e) 音響
 - (f) 前各号に例示の目的で記載された標識の何らかの組合せ

第 II 章 絶対的禁止事由

第 5 条 絶対的禁止事由

- (1) 次の標識は、商標として登録することができない。
- (a) 第 4 条(1)に適合しないために商標を構成することができないもの
 - (b) 本質的に識別性を欠くもの
 - (c) 商品又はサービスについて、その種類、品質、数量、目的、価格、原産地、商品の製造又はサービスの提供期間又はその他の特徴を示すために取引上使用される可能性がある標識若しくは表示のみからなるもの
 - (d) 俗称として又は公正かつ持続性のある取引慣行において、商品又はサービスを指定するために常習的に使用されている標識又は表示に変換されたもののみからなるもの
 - (e) 商品自体の内容により課せられた形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を与える形状のみからなるもの
 - (f) 本法又は公序良俗に反するもの
 - (g) 例えば商品又はサービスの内容、品質又は原産地について公衆を誤認させる可能性があるもの
 - (h) ぶどう酒又は蒸留酒を特定するために使用され、かつ商品の真正な原産が表示された場合、又は地理的表示が翻訳に使用され若しくは「等級」、「型」、「風」、「模造」、その他同様の表現を伴う場合を含め、その原産を有さないぶどう酒又は蒸留酒を特定する原産地表示を含み又はそれから構成されるもの
 - (i) 正当な許諾が与えられた場合を除き、スペイン、その自治州、自治体、県又はその他の地方団体の紋章、旗、徽章及びその他の記章を複製又は模倣したもの
 - (j) 所轄官庁の許諾を得ておらず、かつパリ条約第 6 条の 3 に基づいて拒絶されなければならないもの
 - (k) 所轄官庁により登録が許諾されている場合を除き、パリ条約第 6 条の 3 において想定するもの以外の徽章、記章又は紋章を含み、かつ公益性を有するもの

(2) 登録を求める商品又はサービスに関して商標が使用された結果として、当該商標が識別性を得た場合は、(1)(b)、(c)及び(d)の規定は適用しないものとする。

(3) (1)(b)、(c)及び(d)にいう各種の標識からなる組合せは、第4条(1)により要求された識別性を有することを条件として、商標として登録することができる。

第 III 章 相対的禁止事由

第 6 条 先の商標

(1) 次に該当する場合は、標識は、商標として登録することができない。

(a) 同一の商品又はサービスを指定する先の商標と同一であるもの

(b) 先の商標と同一又は類似であり、かつ標識が指定する商品又はサービスが同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。混同の危険には、先の商標を連想させる危険を含むものとする。

(2) (1)の適用上、先の商標とは、次のものを意味する。

(a) その登録出願が審査中の出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日を有し、かつ次の部類に該当する登録商標

(i) スペイン商標

(ii) スペインにおいて有効な国際登録の対象であった商標

(iii) 共同体商標

(b) (a)(i)及び(ii)にいう商標の1が取下の対象である又は失効している場合でも、関連規則に基づいてその商標の経過年数を有効に主張する共同体登録商標

(c) 最終的に登録されることを条件として、(a)及び(b)にいう商標出願

(d) 審査中の商標の出願日又は優先日に、パリ条約第6条の2の意味でスペインにおいて「周知」である未登録商標

第 7 条 先の商号

(1) 次に該当する場合は、標識は、商標として登録することができない。

(a) 商標を求める商品又はサービスと同一の活動を指定する先の商号と同一のもの

(b) 先の商号と同一又は類似であり、かつ標識が指定する活動が商標を求める商品又はサービスと同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。混同の危険には、先の商号を連想させる危険を含む。

(2) 本条の適用上、先の商号とは、次のものを意味する。

(a) スペインにおいて登録された商号であって、その登録出願が審査中の出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日を有するもの

(b) 最終的に登録されることを条件として、前号にいう商号出願

第 8 条 登録された周知及び著名な商標及び商号

(1) 先の商標又は商号と同一又は類似の標識は、先の標識がスペインにおいて周知又は著名であるために、当該商標の使用がその対象である商品又はサービスと当該先の標識の所有者との関連を表示する虞がある場合、又は一般的に正当な理由なくなされた当該使用が当該先の標識の識別性、周知性又は名声を不当に利用し又はこれらにとって有害となる可能性があ

る場合においては、当該先の標識によって保護される商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについてその登録を請求する場合でも、商標として登録することができない。

(2) 本法の適用上、「周知の商標又は商号」とは、その販売量、その使用の期間、程度若しくは地理的範囲、市場において獲得した価値若しくは信頼性により又はその他の理由により、当該商標又は商号を識別する商品、サービス又は活動が意図される関連の公的分野において一般に知られている商標又は商号を意味する。第1条に定める要件すべてが充足された場合は、(1)において付与された保護は、関連の公的分野又はその他の関係分野において周知商標又は商号が知られている程度が大きくなるにつれて、本質的に更に異なる商品、サービス又は活動にも及ぶものとする。

(3) 商標又は商号が一般公衆に知られている場合は、著名であるとみなされ、保護の範囲はすべての種類の商品、サービス又は活動に及ぶものとする。

(4) (1)の適用上、「先の商標又は商号」とは、第6条(2)(a)、(b)及び(c)並びに第7条(2)のそれぞれにおいて想定する標識を意味する。

第9条 他の先の権利

(1) 正当な許諾がなければ、次のものは商標として登録することができない。

(a) 商標の出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像

(b) 公衆から見ると、出願人以外の者を特定する名、姓、筆名又はその他の標識

(c) 第6条及び第7条において想定するもの以外の著作権又は別の工業所有権により保護された作品を複製、模倣又は改作した標識

(d) 出願された商標の出願日又は優先日の前に経済取引において出願人以外の者を特定する法人の商号、名称又は事業名称であって、出願商標がこれら標識と同一又は類似し、かつ適用範囲も同一又は類似するために、公衆の間に混同の危険がある場合のもの。この目的で、当該標識の所有者は、国家領域を通じた当該標識の使用又は周知性を証明するものとする。これらの要件を充足した場合は、第3条に従いパリ条約第8条又は相互主義の原則を援用することのできる外国人は、同等の保護を享受するものとするが、ただし、当該外国人が自己の未登録商号のスペインにおける使用又は周知性を証明することを条件とする。

(2) 登録出願人を特定する名、姓、筆名又はその他の標識は、この部に含まれた登録禁止事由の何れかに抵触した場合は、商標として登録することができない。

第10条 代理人又は代表者の商標

(1) パリ条約の別の加盟国又は世界貿易機関の構成国における商標の所有者である第三者の代理人又は代表者は、自己の行為を正当化することができない限り、当該所有者の同意なく自己の名義で当該商標を登録することができない。

(2) 被害を受けた所有者は、本法の規定及びパリ条約第6条の7に従い、その商標の登録に異議を申し立てる、無効を求めて対応する訴訟を提起する、又は商標に対する権利の主張若しくは中止要請を提出する権利を有する。特に、第2条(2)及び(3)に記載の規定は、提出された主張に適用される。

第 III 部 登録出願及び手続

第 I 章 登録出願

第 11 条 出願

- (1) 商標登録出願は、出願人が居住している又は現実かつ実効的な工業上若しくは商業上の施設を有する自治州の所轄官庁に行うものとする。
- (2) セウタ及びメリリャの各市に居住する出願人は、スペイン特許商標庁に出願するものとする。
- (3) スペインに居住しない出願人は、スペイン特許商標庁に出願するものとする。
- (4) 出願は、出願人の代表者が法律上の居所又は現実かつ実効的な子会社を有する自治州の所轄官庁にも行うことができる。
- (5) 出願は、出願人又はその代表者が領土性のない現実かつ実効的な商業上若しくは工業上の施設を通じて請求する場合は、スペイン特許商標庁に行うこともできる。
- (6) 出願を受領する所轄官庁は、出願の受領時に規則に規定する方式により、出願番号並びに出願の日、時間及び分を記録する。
- (7) 出願を受領する自治州の所轄官庁は、出願の受領から 5 日以内に、規則に規定する方式及び内容による出願データをスペイン特許商標庁に転送する。
- (8) 商標登録出願は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992 年 11 月 26 日法律 No. 30/1992)第 38 条(4)に定める場所において、前各項に従い出願を受領する所轄官庁に行うこともできる。
- (9) スペイン特許商標庁に提出すべき出願及びその他の書類は双方ともスペイン語により起草するものとする。別の公用語が存在する自治州においては、当該出願書類は当該公用語及びスペイン語によっても起草することができる。

第 12 条 出願要件

- (1) 商標登録出願は、少なくとも次のものを含むものとする。
 - (a) 商標の登録請求
 - (b) 出願人の身分証明
 - (c) 商標の複製
 - (d) 登録を出願する商品又はサービスの一覧
- (2) 出願は、手数料の納付を生じさせるものとし、その金額は、請求対象である 1957 年 6 月 15 日のニース協定により制定された国際分類の商品又はサービスの類数によって決定されるものとする。
- (3) 商標出願は、規則により定めるその他の要件を充足するものとする。

第 13 条 出願日

- (1) 出願日は、第 12 条(1)に記載する項目を含む書類を第 11 条に従い所轄官庁が受領した日とする。
- (2) 郵便局に寄託された出願の出願日は、第 12 条(1)に規定の項目を含む書類を当該郵便局が受領した日とする。ただし、出願を受領する所轄官庁に宛てた受領確認付きの開封による

書留郵便により行われることを条件とする。郵便局は、出願の日、時間及び分を記録する。
(3) 前各項にいう官庁又は行政機関の何れかが出願受領時に出願時間を記録しなかった場合は、当日の最終時間がその通り指定される。分が記録されなかった場合は、その時間の最終分がその通り指定される。時間又は分の何れも記録されなかった場合は、当日の最終時間及び分がその通り指定される。

第 14 条 同盟優先権

(1) パリ同盟の加盟国又は世界貿易機関の構成国の何れかにおいて、規則に従い商標登録出願を行った者又はその受益者は、同一の商標を登録するためのスペインにおける出願を目的として、パリ条約第 4 条に定める優先権を与えられる権原を有する。

(2) 同一の優先権については、スペインで行われた商標登録出願に対して、パリ条約に定める要件に従うことを前提にしかつ同条約に規定するものと同等の効力を有する優先権を認める前項に記載のない国家又は国際機関において同一商標の最初の保護出願を行った者が保有する。

(3) 先の出願の優先権を主張することを希望する出願人は、優先権宣言書及び先の出願の原官庁が認証した謄本を、当該出願が別の言語により起草された場合はそのスペイン語翻訳文を添付して、規則により定められる方式によりかつ期限までに提出するものとする。優先権主張は、対応する手数料の納付を生じさせるものとする。

第 15 条 博覧会優先権

(1) 公式又は公認の博覧会において商品又はサービスに商標を指定した出願人は、出願対象の商標を付した商品又はサービスを博覧会において最初に展示した日の優先権を享受するものとする。ただし、商標登録出願が当該日から 6 月以内に行われることを条件とする。

(2) (1)に定める優先権を主張することを希望する出願人は、商品又はサービスが出願対象の商標を付して記載された日に博覧会において展示された証拠を規則に規定する条件により提出するものとする。優先権主張は、対応する手数料の納付を生じさせるものとする。

第 II 章 登録手続

第 16 条 認容可能性及び方式の審査

(1) 出願を受領する所轄官庁は、第 11 条の規定に従い、次の事項について審査する。

(a) 商標出願が第 13 条に従い出願日が付与されるための要件を満たしているか否か

(b) 出願手数料が納付されているか否か

(c) 商標出願が規則により定める他の要件を満たしているか否か

(d) 出願人が第 3 条に従い商標を出願する権限を有するか否か

(2) 審査によって、出願に何らかの不備又は瑕疵があることが明らかにされた場合は、手続を停止する決定が出されるものとし、出願人はこれを更正する又は場合に応じて関連の主張を提出するための規則に規定する期間を与えられる。

(3) その不備が出願日を取得するために必要な要件を充足しない懈怠からなる場合は、不備が訂正された日が出願日として付与される。

(4) その不備が出願手数料を納付しない懈怠からなるものであって、当該手数料がその不備

を訂正するための期間の末日までに全額納付されなかった場合は、全額納付された類についての手続が、出願に示された順序で継続されるものとする。

(5) 利害関係人による応答が一切与えられずに(2)に定めた期間が満了した場合は、所轄官庁は、出願が取り下げられたとみなして、その事項を解決する。所轄官庁の意見により不備が適式に訂正されなかった場合も、同様に行為する。

第17条 出願の転送

(1) 自治州の所轄官庁は、すべての関連書類と共に、方式審査を通過した又は認められた瑕疵が訂正された出願を、該当する場合は第16条(3)に従い瑕疵が更正された場合に付与された出願日を示して、スペイン特許商標庁に転送する。

(2) 取り下げられた出願については、決定が最終的なものになったときに、その採択日を示してスペイン特許商標庁に通知される。その決定に異議申立がなされた場合は、その事実についても通知される。

第18条 出願の公告

(1) 商標出願が受領された場合は、スペイン特許商標庁は、それを工業所有権公報に公告する。ただし、その商標が第5条(1)(f)に従い公序良俗に反する場合はこの限りでない。その場合は、提起された異論は、利害関係人に通知され、利害関係人が規則により定める期間内に適切な主張を提出することができるようにする。スペイン特許商標庁は、手続を続行するか又は出願を拒絶するかの決定を行って、この事項を解決する。

(2) 出願が従前の手続では認められなかった瑕疵であって公告を不可能にするものを示す場合は、スペイン特許商標庁は、第16条に従い、当該瑕疵を利害関係人に通知して、これが訂正されるようにする。

(3) (1)にいう商標出願の公告は、次のものを含むものとする。

- (a) 出願人の名称及び宛先
- (b) 代表者があればその名称及び宛先
- (c) 出願番号、出願日及び該当する場合は主張される優先権
- (d) 商標出願の対象である標識の複製及び該当する場合は第21条(2)の条件に従う宣言
- (e) 国際分類の類を指定した商品又はサービスの一覧

(4) 同様に、スペイン特許商標庁は、規則によって決定する方法により、(1)にいう出願の公告を、単に情報の目的で、登録又は出願された先の標識の所有者で、同庁がその技術的及び金銭的能力に従い実施したコンピュータ検索の結果探知され、かつ第6条及び第7条に基づいて新規出願の登録に異議を申し立てることができる所有者に対して、伝達する。

第19条 第三者の異議申立及び意見書

(1) 商標出願が公告された場合は、自己が害を受けるとみなす何人も、第II部に定める禁止事由を援用することにより商標登録に異議を申し立てることができる。

(2) 異議申立の表明は、書面により、理由付けされ適正に文書化された方式でかつ規則により定められる期間内に、スペイン特許商標庁に対して行うものとし、この期間内に対応する手数料が納付された場合に限り、提出されたものとみなされる。

(3) その目的を内規に従い消費者保護とする公的機関並びに国内又は独立の協会及び組織は、

前項に定める期間内に、第5条に記載された禁止事由であって、それを理由に職権をもって商標登録を拒絶する筈のものを示した意見書をスペイン特許商標庁に送付することができる。当該機関及び協会は手続の当事者の地位を獲得するものではないが、その意見書は商標出願人に通知され、かつ第22条に従い解決される。

第20条 実体審査

(1) 同様に、スペイン特許商標庁は、商標出願が第5条及び第9条(1)(b)において想定する禁止事由の何れかに抵触するか否かについても、職権をもって審査する。審査を実施する際に、同庁が出願において何らかの瑕疵を認めた場合は、これを第21条(1)に従い出願人に通知する。

(2) 定められた期間内に何れの異議申立又は意見書も第三者によって形成されず、かつスペイン特許商標庁により実施された審査の結果、商標出願が第5条及び第9条(1)(b)に記載する禁止事由の何れにも抵触しない場合は、その商標は登録される。この場合は、スペイン特許商標庁は、規則によって定められる方式により、その商標の登録を工業所有権公報に公告し、かつ商標登録証を付与する。

第21条 出願の停止

(1) 第三者により異議が申し立てられた又は意見書が提出された場合、又はスペイン特許商標庁により実施された審査の結果、出願対象の商品又はサービスの全部又は一部について出願が何れかの禁止事由に抵触した又は第20条(1)にいう瑕疵があった場合は、手続停止が命じられ、出願人が規則により定められる期間内に自己の主張を提出することができるように、出された異議申立及び意見書並びに職権をもって提起された異論が出願人に通知される。

(2) 停止に応答して、出願人は、第23条及び第24条に従い出願を取下し、限定し、補正し、又は分割することができる。停止理由が、出願対象の商標が第5条(1)(b)、(c)又は(d)に記載する禁止事由に抵触する要素を含む場合は、出願人は、これらの要素を出願対象の保護から除外する旨の宣言書を提出することができる。

第22条 出願の解決

(1) 出願人が応答したか否かを問わず、停止に応答するために定めた期間が満了した場合は、スペイン特許商標庁は、商標登録を付与するか又は拒絶することに同意するものとし、後者の場合は、その拒絶を生じさせた理由及び先の権利を簡潔に陳述するものとする。

(2) 商標登録を拒絶する理由が一定の商品又はサービスに関してのみ存在する場合は、登録拒絶は、当該商品又はサービスに制限される。

(3) 商標登録の拒絶という結果になった解決は、規則により決定する方式により、工業所有権公報に公告される。

(4) 商標登録が付与された場合は、スペイン特許商標庁は、規則により定められる方法により登録の詳細を工業所有権公報に公告し、かつ商標登録証を付与する。

第 III 章 手続に関する一般規定

第 23 条 出願の取下, 限定及び補正

(1) 出願人はいつでも自己の商標出願を取り下げることができ、又は出願に記載された商品又はサービスの一覧を限定することができる。

(2) 商標出願については、出願人の請求により出願人の名称及び宛先、表現若しくは転写における誤り、又は明白な過誤を訂正する目的に限り、これを補正することができる。ただし、当該訂正がその商標に実質的に影響を与えず、又は商品若しくはサービスの一覧を拡張若しくは変更しないことを条件とする。出願された形態における商標の識別性を著しく変更しない要素は、明細書から削除することもできる。

(3) 出願の限定及び補正は、対応する手数料の納付を生じさせるものとする。

第 24 条 商標出願又は登録の分割

(1) 各種商品又はサービスを包含する商標の出願人又は所有者は、その出願又は登録を 2 以上の分割出願又は登録に分割して、それらの間で原出願又は登録に列挙された商品又はサービスを配分することができる。

(2) 商標出願又は登録は、登録又は審判請求手続の過程においてのみ分割することができ、当該分割については、停止、異議申立又は審判請求が分割出願又は登録の 1 に限られるときにのみ許される。出願又は登録はまた、一部譲渡の請求によっても分割することができる。

(3) 分割出願又は登録は、原出願又は登録日を保持し、優先権があれば引き続きその恩典を享受するものとする。

(4) 分割は、規則により定める規定に従うものとし、かつ対応する手数料の納付を生じさせるものとする。

第 25 条 権利の回復

(1) 商標の出願人若しくは所有者、又はスペイン特許商標庁に対する手続当事者であって事情により要求されたすべての方式を遵守したにも拘らず同庁に関して期限を尊重することができなかった者は、自己の行為不能の直接的結果として本法又はその規則の規定に基づいて自己の権利を喪失した場合は、請求を条件として、その権利を回復させることができる。当該期限が審判請求提起に対応するものであった場合は、(5)の規定による場合を除き、手続への参加が認められる結果となる。

(2) 申請は、障害がなくなった時点から書面により、規則により定められる方式によりかつ期限までに提出するものとする。未完了の手続は、当該期限までに完了するものとする。申請は、遵守されなかった期限の経過後 1 年以内に限り受理可能とする。更新の申請が提出されていない場合は、1 年の期間から第 32 条(3)第 2 文にいう 6 月の追加期間が減じられる。

(3) 申請の理由は、事実及びそれ裏付ける正当事由を示して、陳述するものとする。当該申請は、権利の回復手数料が納付された場合にのみ、提出されたとみなされる。

(4) 未完了の行為について決定すべき所轄官庁も、申請を解決する管轄を有するものとする。

(5) 本条の規定は、(2)、第 14 条(1)及び(2)、第 15 条(1)及び第 19 条(2)において想定する期限には適用しない。これらの規定は同様に、権利を宣言する行為に対する審判請求を提起する期限にも適用しない。

(6) 商標の出願人又は所有者が自己の権利を回復させた場合でも、出願又は商標に対する権利の喪失からそれらの権利の再設定の詳細の公告までの期間に含まれる期間中に当該商標と同一又は類似の標識を付して善意で商品を市販し又はサービスを提供した第三者に対しては、自己の権利を主張することができない。

(7) 出願又は商標に対する権利は、権利喪失から回復申請までの期間に含まれる期間中に第三者が同一又は類似の標識について善意で出願した又は登録した場合は、回復されないものとする。

(8) 出願人の権利を回復する決定に対する審判請求は、(6)及び(7)の規定を援用することのできる第三者が提起することができる。

第 26 条 手続の停止

スペイン特許商標庁は、次の通り手続を停止することができる。

(a) 先の登録出願に基づく異議申立の場合は、行政手続を終結する決定が当該出願について出されるまで

(b) 無効若しくは失効の訴訟を提起した又は先の異議ある標識に対する請求を提出した出願人の請求がある場合は、裁判所による決定を害することなく、確定的な決定が出されるまで

(c) 分割出願がなされた場合は、当該出願の解決のために要する期間

(d) すべての利害関係人の共同請求による場合。この場合は、当該停止は6月を超えることができない。

第 27 条 行政処分の再審理

(1) スペイン特許商標庁の部局の処分及び決定は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)に従い審判請求の対象になるものとする。

(2) 審判請求の提起は、審判請求手数料の納付を発生させるものとする。この手数料は、訴えの対象である法律上の理由に完全に基づく場合及び決定に際しての不適切な認識がスペイン特許商標庁に起因する場合を除いて、還付されない。当該手数料の還付は、審判請求提起によって請求され、解決の時点で付与されるものとする。

(3) 商標が付与されている場合に、スペイン特許商標庁は、商標の無効が第51条及び第52条に定める原因の1に基づく場合は、職権又は当事者の請求によっても、上記法律No. 30/1992第102条に定める審理権限を行使することができない。当該無効原因は、裁判所に限定して用いることができる。

(4) 権限により自治州の所轄官庁が行った処分及び決定は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)の規定及び当該官庁の業務を支配する基本条項に従い審判請求の対象になるものとする。

第 28 条 仲裁

(1) 利害関係人は、商標登録手続中に生じる紛争事項を本条の規定に従い仲裁に付託することができる。

(2) 仲裁は、第6条(1)(b)、第7条(1)(b)、第8条及び第9条に定める相対的禁止事由のみを扱うことができる。方式上の瑕疵又は絶対的登録禁止事由の存在その他に関する事項は、如何なる場合も仲裁の対象にはならない。

- (3) 仲裁契約は、商標出願人に加えて、次の者が署名している場合に限り有効である。
- (a) 商標拒絶を生じさせた先の権利の所有者、及び該当する場合はその登録済み排他的使用権者
 - (b) 商標登録に異議を申し立てた先の権利の所有者、及び該当する場合はその登録済み排他的使用権者
 - (c) 審判請求を提起した又は審判請求中に裁判所に出頭した者
- (4) 商標登録に関する行政手続が完了した場合は、その手続を終結する行政処分が確定的に採択される前に、利害関係人は仲裁契約についてスペイン特許商標庁に通知するものとする。登録を付与し又は拒絶する処分に対する特別審判請求が解決された場合は、行政不服申立手続が促されるものとするが、仲裁契約の署名が同庁に対して使用される場合はその限りでない。
- (5) 仲裁契約が承認され、かつ有効に存続している限り、同契約の不受理を主張する通常の行政不服申立を提起することができない。同様に、先に行政不服申立が提起されていた場合は、契約が承認されたときに、これを取り下げるものとする。
- (6) 確定的な仲裁判断は、仲裁法(1988年12月5日法律No. 36/1988)第37条に従い既判力としての効果を有するものとし、これは本条による規定のないすべての事項に関して執行されるものとし、かつスペイン特許商標庁は必要に応じて当該判断を執行するために行為する。
- (7) 仲裁判断に関して用いられる救済措置の提出は、スペイン特許商標庁に伝達される。確定的な判断が出された場合は、執行を求めてスペイン特許商標庁に正式に伝達される。

第29条 通知

- (1) スペイン特許商標庁から出される通知は、次の各項の規定を害することなく、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律No. 30/1992)の規定を遵守するものとする。
- (2) 名宛人がそのように請求し、スペイン特許商標庁に私書箱を有する場合は、通知は、通知すべき処分書又は決定書を当該私書箱に預託することにより行う。当該通知は、預託日を明記し、預託後第5日から効力を有するものとする。
- (3) 利害関係人がそのように請求した場合は、通知は、工業所有権公報における公告により、ファックスにより、電子メールにより、又はその他スペイン特許商標庁が利用可能な技術的媒体により行う。専門的代表者経由の利害関係人宛の通知は、規則により定められる方式で、スペイン特許商標庁が利用可能な私書箱への預託、電子メール、又は同庁が利用可能なその他の適切な媒体により、単なる情報の目的で処分書の全文が当該代表者に伝達されている事実を害さずに、あらゆる場合において、下された決定の工業所有権公報における公告により行うものとし、それが行政レベルで最終的なものか否か、該当する救済措置、提出すべき官庁及び期限を示すものとする。
- (4) スペイン特許商標庁に対する手続の当事者で、自己のために行為し、スペインにおける居所又は本店を有さない者は、通知を目的としてスペインにおける居所を指定するものとする。
- (5) 手続に関与する当事者が不明であり、スペインにおける通知場所が不明であり、又は2回試みても通知をすることができなかつた場合は、通知は、工業所有権公報における公告により行う。

(6) 自治州の所轄官庁が行うべき通知は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律No. 30/1992)及び当該自治州に適用される特定規則に従うものとする。

第30条 記録の公衆閲覧

(1) 未公告の登録出願に関する記録は、出願人の同意がある場合に限り、閲覧することができる。ただし、登録出願人が自己の出願から派生する権利を当該人に関して使用していると主張していることを証明する者は、出願人の同意なしに、その出願の公告前にその記録を閲覧することができる。

(2) 出願が公告された場合は、請求を行うこと及び規則により定める制限に従うことを条件として、記録を閲覧することができる。

(3) 記録の法的地位は、テレマティクス手段により、規則に定める方式で、かつ存在していれば技術的制約に従うことを条件として、公開されるものとする。

第 IV 部 登録商標の存続期間、更新及び補正

第 31 条 存続期間

商標の登録は、出願日から 10 年間について付与されるものとし、連続する 10 年の期間ごとに更新することができる。

第 32 条 更新

(1) 商標の登録は、スペイン特許商標庁又は第 11 条にいう官庁に対してその商標の所有者又はその受益者であつて規則により定める方法によりその地位を証明する者が申請することを条件として、更新される。申請がスペイン特許商標庁に提出されない場合は、その申請を受領する官庁が添付書類と共に、その提出物の受領時から始まる申請の解決のための期間を含め、5 日以内に同庁に送付する。

(2) 申請は更新手数料納付の証明と共に提出されるものとし、その手数料の額は更新申請に含まれた類の数によって決定される。

(3) 申請は登録満了前 6 月中に提出し、かつその手数料を納付するものとする。これを怠ったときも、更新は登録の満了日から 6 月の期間内に有効に提出することができるが、最初の 3 月中に申請を行った場合は金額の 25% の割増手数料、及びその後 3 月以内に申請を行った場合は 50% の割増手数料を同時に納付する義務を負う。

(4) 更新手数料又は該当する場合は割増手数料が全額納付されなかった場合は、申請の順番に従い、全額納付された類に関する更新が付与されるものとする。

(5) 更新申請が商標の登録された商品又はサービスの一部のみを含む場合は、商標の登録は当該商品又はサービスに関してのみ更新されるものとする。

(6) 更新は、商標登録簿に記入され、工業所有権公報に公告され、対応する 10 年の期間が満了する日の翌日から発効する。

(7) 更新が付与されない場合は、利害関係人の請求により、納付済み更新手数料の 75% が還付される。

第 33 条 補正

(1) 商標は、有効期間中又はその更新時の何れにおいても、商標登録簿において補正されないものとする。ただし、商標が所有者の名称及び宛先を含む場合は、当初登録された商標の同一性に実質的に影響を及ぼさないその補正又は削除については、その所有者の請求により登録することができる。

(2) スペイン特許商標庁又は第 11 条に従い所轄官庁に対して提出された補正申請は、対応する手数料の納付を生じさせるものとし、かつ登録された場合は、補正された商標の複製を工業所有権公報に公告するものとする。自己が被害を受けたとみなす第三者は、当該補正に対して審判請求することができる。申請がスペイン特許商標庁に提出されない場合は、前条(1)に従い、かつ同号に示す目的で、措置が講じられるものとする。

第V部 商標に対する権利の内容

第I章 商標の登録及び出願の効果

第34条 商標により付与される権利

- (1) 商標の登録は、その所有者に対し、商標を経済取引において使用する排他権を付与する。
- (2) 登録商標の所有者は、自己の同意なく第三者が次のものを経済取引において使用することを禁止することができる。
- (a) 商標が登録された商品又はサービスと同一の商品又はサービスのための商標と同一の標識
- (b) 標識であって、それが商標と同一又は類似であって、かつ商品又はサービスが同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険をもたらすもの。混同の危険とは、その標識が商標を連想させる危険を含む。
- (c) 商標がスペインにおいて周知である又は著名である場合、及び正当な理由のない当該標識の使用が当該商品又はサービスと商標所有者との関連を示唆する可能性がある場合、又は一般的に、そのような使用が当該登録商標の識別性又は周知性若しくは名声を不当に利用するか又はそれにとって有害となる可能性のある場合は、当該商標が登録されたものと類似しない商品又はサービスのための同一又は類似の標識
- (3) 前項に列挙する要件が充足された場合は、特に次のことを禁止することができる。
- (a) 当該標識を商品又はその表示形態に付すこと
- (b) 当該標識を付した商品を提供し、市販し若しくはこれらの目的で保管し、又はこれを付したサービスを提供し若しくは供与すること
- (c) 当該標識を付した商品を輸入又は輸出すること
- (d) 当該標識を市場用の書類及び広告に使用すること
- (e) 当該標識をテレマティクス通信ネットワーク上で、かつドメインネームとして使用すること
- (f) 当該標識を包装、包装容器、ラベル又は商品若しくはサービスを識別若しくは装飾するその他の手段に付すこと、それらを作成若しくは供与すること、又は当該標識を伴う手段の何れかを製作、製造、提供、市販、輸入、輸出若しくは保管すること。ただし、これは当該手段が前各号に従い禁止される筈の行為を実行するために使用される可能性がある場合とする。
- (4) 登録商標の所有者は、商人又は販売業者に対し、自己の明示の同意なしに当該商標を除去することを禁止することができる。ただし、当該所有者は、これらの者独自の標章又は識別性のある標識については、これが主要な商標の識別性を害さないことを条件として、別個に加えることを禁止することができない。
- (5) 本条の規定は、(2)(c)に定める場合を除き、パリ条約第6条の2の意味でスペインにおいて「周知である」未登録商標にも適用される。

第35条 辞典における商標の複製

辞典、百科事典又は同種の参考著作物における商標の複製が、当該商標が登録された商品又はサービスについての一般用語を構成するとの印象を与える場合は、出版者は、商標所有者

の請求により、少なくとも当該著作物の次の版において、商標の複製に当該商標が登録されている旨の表示を確実に添付するものとする。

第 36 条 商標権の消尽

(1) 商標登録により付与された権利は、その商標所有者に対し、当該所有者により又はその同意を得て欧州経済地域において当該商標を付して市販されている商品について第三者による使用を禁止することを可能にするものではない。

(2) (1)については、当該所有者が当該商品の爾後の市販に反対する正当な理由が存在する場合、特に、当該商品の状態が市販後に変質又は変化する場合は、これを適用しない。

第 37 条 商標権の限定

商標により付与される権利は、第三者が経済取引において次のものを使用することを禁止することをその所有者に対して許可するものではない。ただし、当該使用が工業上又は商業上の公正な慣行に従っていることを条件とする。

(a) 当該第三者の名称及び宛先

(b) 商品の種類、品質、数量、目的、価格、原産地、生産の時期若しくはサービス提供の時期、又はその他の特徴に関する情報

(c) 商品又はサービスの目的、特に付属品又は予備部品としての用途を表示するために必要な場合における商標

第 38 条 暫定的保護

(1) 商標の登録によって付与された権利は、商標付与の公告時点からに限り、第三者に関して行使することができる。ただし、商標登録出願により、その所有者には、第三者が当該日から付与の公告日までの間に、当該期間後はその使用が禁止されることとなる当該商標の使用に着手したという事情に対し合理的かつ適合した補償金を請求する権利からなる暫定的保護がその公告日から与えられる。

(2) 当該暫定的保護は、出願の提出及びその内容について通知された者に関して、出願の公告前においても適用可能である。

(3) 商標登録出願が取り下げられた若しくは取下の期限が経過した場合、又は最終決定の結果拒絶された場合は、当該出願は(1)に定める効果を有したことがなかったと理解されるものとする。

(4) 本条に定める暫定的保護は、商標登録付与の公告後に限り、請求可能となる。

第 II 章 商標の使用義務

第 39 条 商標の使用

(1) 商標が、その付与の公告日から 5 年以内にスペインにおいて、商標が登録された商品若しくはサービスに関する現実かつ実効的な使用の対象でなかった場合、又は当該使用が 5 年間継続して停止されている場合は、不使用を正当化する理由がない限り、当該商標は本法に定める制裁の対象となるものとする。

(2) (1)の適用上、次のものもまた使用とみなされる。

- (a) 当該商標が登録された形態での商標の識別性を著しくは変更しない要素において異なる形態での商標の使用
- (b) 輸出のみを目的として商品若しくはサービス又はその表示形態に適用された場合のスペインにおける商標の使用
- (3) 商標の所有者の同意を得て第三者が使用した場合は、商標は、当該所有者によって使用されたとみなされる。
- (4) 所有者の支配を超える障害、例えば商標が登録された商品又はサービスに課された輸入制限又はその他の公式要件等は、商標の不使用を正当化する理由として認められる。

第 III 章 商標権を侵害する行為

第 40 条 民事訴訟及び刑事訴訟の可能性

登録商標の所有者は、司法当局に対して、自己の権利を侵害した者に対する民事訴訟又は刑事訴訟を提起し、当該商標の保護に必要な措置を請求することができ、可能な場合はこの事件を仲裁に付託することを妨げないものとする。

第 41 条 商標所有者により提起することができる民事訴訟

- (1) 特に、自己の商標に対する権利を侵害された所有者は、民事訴訟において次のことを請求することができる。
 - (a) 自己の権利を侵害している行為の停止
 - (b) 被った損害に対する補償
 - (c) 侵害の継続を回避するために必要な措置の採択、及び特に商標の侵害が明白な商品、包装容器、包装、広告素材、ラベル又はその他の書類の経済的流通からの撤去
 - (d) 侵害者が所持し商標によって不法に識別される商品について、関係当事者の選択により、かつ常に敗訴当事者の費用負担による、これらの破棄又は可能な場合は人道的目的での譲渡。ただし、裁判所が判断する各事案の特有の事情に応じて、商品の性質上当該商品に影響を及ぼさずに商標を取り除くことができる場合、又は商品の破棄が侵害者又は所有者に不均衡な害を与える結果になる場合は、この限りでない。
 - (e) 敗訴当事者の費用負担による、関係当事者に対する公表及び通知の手段による決定の公告
- (2) 請求が提出された時点で少なくとも5年間登録されていた商標の所有者が(1)に定める訴訟の何れかを通じて第34条により付与された権利を第三者に対して行使する場合は、当該所有者は、被告が例外措置として要求した場合は、請求提出日に先立つ5年間に、商標が登録されかつ請求の根拠となる商品又はサービスについて当該商標が現実かつ実効的な使用の対象であったこと、又は不使用を正当化する理由が存在することを証明するものとする。これらの目的で、当該商標は、それが実際に使用された商品又はサービスに限り、登録されたとみなされる。同様に、被告は反対請求により、原告による商標の不使用を理由に、商標の失効宣言を求める訴訟を提起することができる。

第 42 条 損害賠償の原因

- (1) 商標の所有者の同意なく第34条(3)(a)及び(f)に定める行為の何れかを実行した者、及

び不法に商標を付した商品又はサービスを最初に市場に導入したことに責任のある者は、如何なる場合も、生じた損害の責任を取る義務を負うものとする。

(2) 登録商標を侵害するその他の行為を実行したすべての者は、適切に識別された商標の存在及びその侵害について、当該侵害を停止すべきとの要求と併せ、商標の所有者若しくは該当する場合は訴訟を提起する権限を有する当事者による十分な警告を受領した場合、又はその者の訴訟において罪若しくは過失が役割を果たした場合、又は当該商標が周知若しくは著名であった場合に限り、生じた損害について賠償する義務を負うものとする。

第 43 条 損害賠償額の算定

(1) 損害に対する賠償は、被った損失のみでなく、商標登録所有者が自己の権利を侵害された結果として得ることができなかった利益も包含するものとする。商標登録所有者はまた、特に商標を不法に付した商品の瑕疵ある製造又は当該商標の市場における不適正な導入を通じて、侵害者による商標の信頼性について生じた損害についても補償を請求することができる。

(2) 得られなかった利益は、次の基準の 1 に従い被害当事者の裁量により確定するものとする。

(a) 侵害がなければ当該商標の使用により所有者が得た筈の利益

(b) 侵害の結果として侵害者が得た利益

(c) 侵害者が当該使用を適法に行うことを許可した筈のライセンスの付与について、侵害者が所有者に対して支払う必要があった筈の価格

(3) 賠償水準の確定に際しては、特に、侵害開始時における商標の周知性、名声及び信頼性、並びに付与されたライセンスの数及び種類が考慮される。商標の信頼性に対する損害の場合は、当該侵害の事情、損害の程度及び市場における普及度についても留意される。

(4) 被った損害額を確定する目的で、商標の所有者は当該目的に使用することができる有責者の書類を提示すべき旨を要求することができる。

(5) 侵害を受けたと裁判所により宣言された商標の所有者は、何れの場合にも、証拠の必要なく、不法に商標を付した商品又はサービスに起因する侵害者の売上高の 1% を損害賠償金として受け取る権利を有する。商標所有者は更に、自己の商標の侵害からより大きな損害を受けたことを証明した場合は、前各項の規定に従いより高額の賠償金を請求することができる。

第 44 条 強制的賠償金

ある者が商標侵害行為の停止を命じられた場合は、裁判所は賠償金を確定するものとし、その金額は当該侵害が実際に停止するまでの各日当たり 600 ユーロ以上とする。本賠償金額及び賠償義務の開始日は、決定が執行される時点で定められる。

第 45 条 訴訟の時効

(1) 商標権の侵害に起因する民事訴訟は、当該訴訟の提起可能日を開始日として、5 年経過後に時効となる。

(2) 損害賠償金は、対応する訴訟が提起された日に先立つ 5 年間に実行された侵害行為に関してのみ、これを請求することができる。

第 IV 章 財産権の対象としての商標

第 46 条 通則

(1) 商標又はその出願は、2 以上の者に共通して帰属することができる。結果としての共通財産は、当事者間の契約条件により、また当該契約が存在しない場合は本項の規定に従い、かつ最終的には財産の共通所有に関するコモンローの規定に従い、管理される。各参加者による商標のライセンス付与及び個別使用は、民法第 398 条に従い合意されるものとする。各参加者は独自の手段によって、商標を保護するための民事訴訟及び刑事訴訟を提起することができるが、他の共同所有者に適切な通知を行って、それらの者が当該訴訟の当事者となり、被った費用の支払に寄与することができるようにする。商標又は持分の譲渡の場合は、参加者は、当該譲渡の目的及び実施条件について通知されたときから 1 月以内に自己の先買権を行使することができる。事前通知が行われなかった場合又は譲渡が当該通知に定めるものとは異なる態様で行われた場合は、参加者は、商標登録簿への譲渡の記録の公告時点から同一期間内に、自己の持分を保留する権利を行使することができる。ある参加者が商標の使用に対して、当該商標の失効宣言に至りかねない程絶対的かつ不当に異議を申し立てた場合は、すべての目的について自己の権利を放棄したとみなされる。

(2) ある事業の全部又は一部の譲渡とは別に、商標及びその出願は譲渡され、保証として用いることができ、又はそれが登録され若しくは出願され、商標登録簿に記入された商品又はサービスの全部若しくは一部についてのその他の物権、ライセンス、購入選択権、差押又は執行手続に起因するその他の措置の対象とすることができる。ただし、これは、商標に対する権利が影響を受ける可能性のあるその他の法的取引を害するものではない。動産抵当権が設定される場合は、当該抵当権はその特定の規定に準拠し、動産登録簿第 4 部に記入されるものとし、当該記入は商標登録簿に含める目的でスペイン特許商標庁に通知されるものとする。これらの目的で、両方の登録簿が調整されて、各登録簿に登録又は言及された商標に関する担保権について、テレマティクス手段で相互に伝達されるものとする。

(3) 前項において想定する法律行為は、商標登録簿に登録された後に限り、善意の第三者に対して拘束力を有するものとする。

(4) (2)において想定する権利又は担保権が商標登録簿に記入された場合は、当該権利又は義務に反する又は矛盾する同一又は先の日付を有するその他の権利又は担保権は登録することができない。登録出願のみが記録されている場合は、前記の種類別の権利又は担保権についても同様に、出願が解決されるまでは記入することができない。

(5) 所轄官庁に対して優先利用権が与えられる登録出願は、その後何れの当事者に優先権が与えられるべきかを記載するものとし、対応する登録処理は提出の順に行われるものとする。

(6) 商標登録簿は公開とする。利用については、データベースへの個別アクセス、コンピューター一覧の提供、許可された記録の閲覧、当該記録の写しの入手及び証明の場合に、対応する手数料又は公課の納付を条件とし、また、本法第 11 追加規定に定めた方法においては無償とする。

第 47 条 商標の譲渡

(1) ある事業の全部の譲渡は、別段の合意があるか又はその事案の事情から明らかである場合を除き、当該事業の商標の譲渡を伴うものとする。

(2) 譲渡の結果、商標が出願又は登録された商品又はサービスの特に内容、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞があることが譲渡を証明する書類から明白に推定される場合は、当該譲渡の登録は拒絶される。ただし、譲受人が当該商標の出願又は登録を商標が誤認させる虞がない商品又はサービスに限定することに同意する場合は、この限りでない。

第48条 ライセンス許諾

(1) 出願及び商標の双方は、商標が登録された商品又はサービスの全部又は一部、及びスペイン領域の全部又は一部についてライセンスを付与することができる。ライセンスは排他的又は非排他的とすることができる。

(2) 商標の登録又はその出願により付与される権利は、その存続期間、当該登録により保護される形態、商品若しくはサービスの内容、当該商標を付与することができる領域、又は使用権者により製造される商品若しくは提供されるサービスの品質に関するライセンス許諾契約の規定の何れかに抵触する使用権者に対して行使することができる。

(3) 別段の合意がある場合を除き、ライセンス所有者は、ライセンスを第三者に譲渡することができず、またサブライセンスを付与することもできない。

(4) 別段の合意がある場合を除き、ライセンス所有者は、国内領域を通じて、商標が登録されたすべての商品又はサービスについて、更新を含め登録の全存続期間にわたり当該商標を使用する権原を有する。

(5) 別段の合意がある場合を除き、ライセンスは非排他的であること、及び使用許諾者はその他のライセンスを付与し、自己の目的のために商標を使用することができることが了解されるものとする。

(6) ライセンスが排他的である場合は、使用許諾者は当該権利が契約において明示的に留保されている場合に限り、商標を使用することができる。

第49条 権利変更の登録申請

(1) 商標登録の所有権の変更についての登録は、規則により定める申請書によって申請する。申請書には、対応する手数料の納付の証拠を添付するものとし、手数料は、影響を受ける登録の数に応じて納付されるものとする。

(2) 所有権の譲渡が契約の結果である場合は、その旨を申請書に記載しなければならない。申請人は、次の書類の何れかを申請書に添付することを選ぶことができる。

(a) 契約書の認証謄本又はその通常の写真、公証人又は他の所轄公的機関により認証された署名を伴うもの

(b) 公証人又は所轄公的機関の宣誓書により契約書原本に忠実であると認証された契約書の抜粋

(c) 規則により定められるひな形と合致する、所有者及び新所有者の双方により署名された譲渡証明書又は譲渡書類

(3) 所有権の変更が合併の結果である場合、又は法律、行政審決若しくは裁判所の決定により課された場合は、申請書には、当該書類を交付した公的機関からの宣誓書、又は公証人若しくは他の所轄公的機関により認証又は法的に認可された当該変更を証明する書類の謄本を添付するものとする。差押及びその他の司法的措置の登録も、同様に申請されるものとする。

(4) 前各項は、それぞれの特定の内容と矛盾しないすべての点において、第46条(2)におい

て想定するその他の法律行為又は取引の登録に適用されるものとするが、動産抵当権はその特定の規定に準拠するものとし、その他の物権又は購入選択権の成立については、その登録のために(2)(a)又は(b)に定める公文書の1を添付するものとする。

第50条 権利変更の登録手続

(1) 第46条(2)において想定する法律行為及び取引の登録については、譲渡人又は譲受人の何れかにより請求することができ、登録の申請は、何れかの者を請求人として、第11条に基づく所轄官庁に提出するものとする。

(2) 登録申請書が受領された場合は、所轄官庁はその受領時に番号を割り振り、日付を付して、翌5日以内にそこに記載されたデータをスペイン特許商標庁に対し規則により定められる形態で転送する。

(3) 申請書を受領する所轄官庁は、提出された書類が次のもので構成されるか否かを審査する。

(a) 影響を受ける商標登録番号、新所有者に関する識別データ、及び譲渡又はライセンスがすべてに関係していない場合は、影響を受ける商品又はサービスの表示を記載した公式のひな形に沿った申請書

(b) 第49条(2)、(3)及び(4)に従い、譲渡又はライセンスを証明する書類

(c) 対応する手数料の納付の証拠

(4) 登録申請書が前項に定める要件を満たしていない場合は、所轄官庁は気付いた不備について申請人に通知して、規則により定める期間内にこれを訂正することができるようにする。当該不備が訂正されない場合は、申請書は取り下げたものとし、この場合は第17条(2)の規定に従うものとする。申請書に当該不備がなく又は不備が訂正された場合において、自治州の所轄官庁は自らが関与するときは、第17条(1)に従い行為するものとする。

(5) 登録申請書が受領された場合は、スペイン特許商標庁は、提出された書類を審査し、かつ、登録すべき行為の適法性、有効性及び効力を判断する。何らかの瑕疵が認められた場合は、当該手続は停止を宣言され、利害関係人に通知されて、当該関係人が規則により定める期間内に示された瑕疵を訂正することができるようにする。当該期間が満了した場合は、登録申請は解決される。

(6) スペイン特許商標庁が登録申請書又は添付書類に記載された情報の真実性を疑問とする理由を有する場合は、同庁は当該情報の真実性を証明する証拠を提供するよう申請人に要求することができる。

(7) スペイン特許商標庁は、登録申請書の全部又は一部を認容し又は拒絶することにより、これを解決する。拒絶する場合は、その理由を簡潔に陳述する。出された決定は工業所有権公報において公告されるものとし、次の情報について明示的に言及する。

(a) 当該権利の新所有者

(b) 登録番号

(c) 影響を受けた登録の特定

(d) 決定日

(e) 任命された場合は、代表者

(f) 登録を生じさせた行為

第 VI 部 商標の無効及び失効

第 I 章 無効

第 51 条 絶対的無効理由

- (1) 次の場合は、商標の登録は確定的な決定により無効と宣言され、かつ無効となる。
- (a) 第 3 条(1)及び(2)並びに第 5 条の規定に反する場合
 - (b) 出願人が商標出願時に悪意で行動していた場合
- (2) 登録商標の絶対的無効を請求する訴訟は、出訴期限に服さないものとする。
- (3) 無効の理由がその請求時に消滅していた場合は、無効を宣言することができない。特に、登録が第 5 条(1)(b)、(c)又は(d)に違反してなされ、商標が登録後にその所有者により又はその同意を得てそれについて行った使用を通じて登録された商品又はサービスについて識別性を取得するに至った場合は、当該商標を無効と宣言することができない。

第 52 条 相対的無効理由

- (1) 商標の登録は、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に反する場合は、確定的な決定により無効と宣言され、かつ無効となる。
- (2) 先の権利の所有者が後に登録された商標の使用を知らずながら当該使用を連続 5 年の期間黙認していた場合は、その者は、後の商標が使用されている商品又はサービスに対する当該先の権利を基礎として、その後の当該後の商標を無効とする宣言を求めると又はその使用に異議を申し立てることができない。ただし、商標出願が悪意でなされていた場合はこの限りでなく、この場合は、訴訟は時効の対象とならない。本項において想定する場合において、後の商標の所有者は先の権利の使用について、当該権利が後の商標に対して最早援用することができないという事実を拘らず、これについて異議を申し立てることができない。
- (3) 請求提出時に少なくとも 5 年間登録されていた先の商標の所有者が、別の後の商標を無効とする宣言を求めた場合は、当該所有者は、被告が例外措置として要求した場合は、請求提出日に先立つ 5 年間に、商標が登録されかつ請求の根拠となる商品又はサービスについて当該商標が現実かつ実効的な使用の対象であったこと、又は不使用を正当化する理由が存在することを証明するものとする。これらの目的で、当該商標は、それが実際に使用された商品又はサービスに限り、登録されたとみなされる。

第 53 条 既判力の例外の拡張

行政不服申立手続の当事者であった者は、当該手続においてなされた決定において、問題の本質に関して既に判決の主題であったものと同様の無効理由を援用して、商標無効の宣言を求める申請を民事裁判所に行うことができない。

第 54 条 無効宣言の効果

- (1) 無効の宣言とは、それを生じさせた登録又はその出願の何れも第 V 部第 I 章に定める効果を有したことがなかったことを考慮して、無効が宣言された範囲において商標の登録が一度も有効でなかったことを含意するものとする。
- (2) 悪意で行為する商標の所有者が生じさせた損害賠償を害することなく、無効の遡及効は

次の事項には影響を及ぼさないものとする。

- (a) 既判力を有し、かつ無効の宣言前に執行された商標侵害の決定
- (b) 宣言前に執行された限りにおいて、無効の宣言前に締結された契約。ただし、公平の理由により、かつ事情により当該措置が正当化される限りにおいて、当該契約に基づいて支払われた金額の返還を請求することは可能とする。

第 II 章 失効

第 55 条 失効

- (1) 次の場合は、商標は失効したと宣言され、かつその登録は取り消される。
- (a) 商標が第 32 条に従い更新されなかった場合
 - (b) 商標がその所有者により取り下げられた場合
 - (c) 商標が第 39 条に従い使用されなかった場合
 - (d) 商標の所有者の行為又は無為を通じて、商標が商業的観点から、当該商標が登録された製品又はサービスについての普通名称になっている場合
 - (e) 商標の所有者により又はその同意を得て、商標が登録された商品又はサービスについてなされた商標の使用の結果として、特に、これら商品又はサービスの内容、品質若しくは原産地に関し公衆を誤認させる虞がある場合
 - (f) 権利譲渡の結果として又は他の理由により、商標の所有者が第 3 条の要件を最早充足しない場合。この要件充足の不履行が継続している間に限り、失効が宣言され、登録が取り消される。

最初の 2 ケースの場合は、失効はスペイン特許商標庁により、また残りの 4 ケースの場合は裁判所により、宣言される。

- (2) 失効した商標は、工業所有権公報により公告された日に拘らず、当該失効を生じさせた事由又は無為が発生したときから法的効力を失うものとする。第 54 条(2)の規定は、取消の遡及効に対して適用される。

第 56 条 不更新を理由とする失効

- (1) 商標に関して登録質権が存在するか又は所有権請求が係属中であり、所有者が当該商標を更新していない場合は、当該商標は質権が解除される又は請求が最終的に拒絶されるまでは失効しないものとする。このような手続の結果として、商標の所有権の変更が発生した場合は、新所有者は、当該請求に関する決定が確定した日、又は所轄官庁若しくは裁判所が差し押さえられた商標に関する最終決定をスペイン特許商標庁に通知した日から 2 月の期間内に、当該商標を更新することができる。この期間が満了した場合は、商標は、更新されていない限り、失効する。

- (2) 商標に関して動産抵当権が商標登録簿に登録されている場合にも、商標は同様に不更新を理由に失効しないものとする。抵当権の所有者は、第 32 条(3)に定める猶予期間の末日から 1 月の期間内に、商標所有者の代理で更新を申請することができる。抵当権の所有者はまた、商標所有者が更新手数料を納付すべきであった期間の末日から 1 月以内に更新手数料を納付することができる。抵当権の所有者が規定の期間内に行わない場合は、当該商標の失効という結果になる。

第 57 条 商標の放棄

(1) 商標の所有者は、商標が登録された商品又はサービスの全部又は一部について商標を放棄することができる。

(2) 放棄は、スペイン特許商標庁又は第 11 条にいう所轄官庁に書面により提出するものとし、それが商標登録簿に記入された場合に限り効力を有するものとする。申請書がスペイン特許商標庁以外の官庁に提出された場合は、申請書を受領した官庁は受領から 5 日以内に添付書類と共にこれを同庁に転送するものとする。

(3) 物権、購入選択権、質権又はライセンスが商標登録簿において商標に関して存在している場合は、その所有者による商標の放棄は、それらの権利の所有者の同意が登録されない限り許容されない。商標の所有権請求が係属中であり、請求人の同意が登録されない場合も同様に、放棄は許容されない。

第 58 条 商標の不使用による失効

商標の不使用を理由として失効を求める訴訟において、商標の所有者は、当該商標が第 39 条に従い使用されていること又は不使用を正当化する理由が存在することを立証するものとする。商標は、第 39 条にいう 5 年の期間の満了から失効を求める申請提出時までの間に当該商標の実効的使用が開始されたか又は再開された場合は、失効を宣言することができない。ただし、失効を求める申請に先立つ 3 月の期間内の使用の開始又は再開については、その期間が不使用の連続 5 年の期間の満了時の前でない日に始まる場合で、失効を求める申請が提出される可能性を当該所有者が知得した後に使用の開始又は再開の準備が行われたときは、これを考慮しない。

第 III 章 通則

第 59 条 正当性

商標の登録の無効又は失効の宣言を求める訴訟は、次の者により提起することができる。

(a) 第 51 条及び第 55 条(c), (d), (e) 及び(f)に定める場合は、スペイン特許商標庁、又は自然人若しくは法人、又は影響を受ける若しくは私権若しくは正当な権益を有する製造業者、生産者、サービス供給業者、取引業者若しくは消費者の権益を代表するため法的に設立された集団

(b) 第 52 条に定める場合は、商標の登録により影響を受ける先の権利の所有者、又は第 9 条(a) 及び(b)に定める先の権利の場合は、その受益者

第 60 条 一部無効及び失効

無効又は失効の理由が、商標が登録された商品又はサービスの一部のみについて存在した場合は、その宣言は影響を受ける商品又はサービスのみ及び及ぶものとする。

第 61 条 登録簿への記入並びに決定の執行及び伝達

(1) 商標の登録の無効又は失効を求める申請が受理された場合は、裁判所は、請求人の請求によりスペイン特許商標庁に対し、予防の目的で当該申請を商標登録簿に記入すべき旨の命令を出すものとする。

(2) 決定が確定したときは、商標の登録の無効又は失効宣言は、全当事者に対し既判力を有する。

(3) 商標の登録を無効又は失効と宣言する最終決定は、職権又は当事者の請求の何れかによりスペイン特許商標庁に伝達されるものとし、同庁が直ちに当該登録簿への登録を取り消し、その詳細を工業所有権公報において公告することができるようにする。

第 VII 部 団体標章及び保証標章

第 I 章 団体標章

第 62 条 概念及び所有権

(1) 団体標章とは、第 4 条 (2) に含まれた標識のうち、視覚的に表示することができ、その標章を所有する団体の構成員の商品又はサービスを市場において他の企業の商品又はサービスから識別するために用いられる標識である。

(2) 団体標章は、法的地位を有する生産者、製造業者、取引業者若しくはサービス供給業者の団体、又は公法に基づく法人に限り、出願することができる。

(3) 第 5 条 (1) (c) の規定に拘らず、取引上商品又はサービスの原産地を示すために用いられる標識又は表示は、団体標章として登録することができる。団体標章により付与された権利は、その所有者に対し、第三者が当該標識又は表示を取引上使用することを禁止することを可能にするものではない。ただし、当該使用が工業上又は商業上の公正な慣行に従い実施されることを条件とする。特に、当該標章は、地理的名称を使用する権利を有する第三者に対して拘束力を有することができない。

(4) 団体標章は第三者に許諾することができず、また当該団体により公式に認定されていない者によるその使用も許可することができない。

第 63 条 使用規約

(1) 団体標章の登録出願には使用規約を添付するものとし、同規約においては、出願人たる団体を特定するデータに加え、当該標章を使用する権限を付与された者、当該団体の構成員となる条件、当該標章の使用条件、当該団体の構成員が当該標章の使用を拒否される理由、及び生じることがあるその他の制裁措置を明記するものとする。

(2) 団体標章が原産地の表示からなる場合は、使用規約はその者の商品又はサービスが当該地域に出所を有し、かつ使用規約に規定する要件を充足する何人も当該団体の構成員になることができる旨を規定するものとする。

第 64 条 出願の拒絶

(1) 団体標章の登録出願は、個別商標と同一の方法及び同一の理由によるほか、これに加えて、第 62 条及び第 63 条の要件を充足しない場合、又は使用規約が法律又は公序良俗に反する場合は、拒絶される。

(2) 団体標章の出願はまた、公衆に当該標章の特徴又は意義に関し誤認を与える可能性がある場合、特にそれが団体標章以外のものであるとの印象を与える可能性がある場合にも、拒絶される。

(3) 出願は、出願人が使用規約の改訂により (1) 及び (2) の要件を充足した場合は、拒絶されない。

第 65 条 使用規約の改訂

(1) 団体標章の所有者は、使用規約の改訂案をすべてスペイン特許商標庁に提出するものとする。改訂される使用規約が第 63 条の要件を充足しない又は第 64 条に記載された登録禁止

事由の何れかに抵触する場合は、改訂は拒絶される。

(2) 使用規約の改訂は、スペイン特許商標庁において登録された時点から効力を生じる。

第 66 条 無効理由

第 51 条及び第 52 条に定める無効理由に加えて、団体標章の登録は、当該登録が第 64 条に違反して取得された場合は、無効と宣言される。ただし、当該標章の所有者が使用規約の改訂により当該規定において具体化された規則を充足する場合は、この限りでない。

第 67 条 失効理由

団体標章の登録は、第 55 条に定める理由と同様に、次の事情の何れかが発生し、かつその問題に対する最終決定が次の内容である場合は、失効する。

(a) 所有者が適正な資格を有する者に対し団体への加入を恣意的に拒否した又は標章の使用規約の別の不可欠の規定を充足しなかったこと。ある者の団体への加入を拒否した場合は、事情を斟酌して、裁判所は、失効の宣言を取り消して、恣意的に排除された者を団体に加入させることを当該所有者に義務付けることができる。

(b) 当該標章が使用規約に反する方法により使用されることを防止する適切な措置を所有者が取っていないこと

(c) 所有者が許可した使用の結果として、当該標章が第 64 条(2)の意味で公衆に誤認を与える虞があるようになっていること

(d) 使用規約に対する改訂が第 65 条(1)に違反して登録されていること。ただし、当該標章の所有者が使用規約を新たに改訂することにより当該規定が定める要件を遵守する場合は、この限りでない。

第 II 章 保証標章

第 68 条 概念

(1) 保証標章とは、第 4 条(2)に定める標識のうち、視覚的に表示することができ、その所有者の管理及び許可を条件として多数の企業により使用される標識であって、当該所有者が特に品質、構成部品若しくは原産地、技術的条件又は当該製品の準備若しくは当該サービスの提供の方法に関する一定の共通要件を充足することを証明する標識である。

(2) 保証標章は、当該標章が登録されるべき商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスを製造又は市販する者によっては出願することができない。

(3) 第 62 条(3)の規定は、保証標章に適用される。

第 69 条 使用規約

(1) 保証標章の出願には使用規約を添付するものとし、同規約は、当該標章を使用する権限を付与された者、証明されるべき商品又はサービスの共通の特徴、当該特徴の検証方法、実施されるべき当該標章の管理及び監督、当該標章の不正使用により侵害が生じる際の責務、及び該当する場合は当該標章の使用者が尊重すべき規則を示すものとする。

(2) 使用規約は、保証標章が言及する商品又はサービスの内容に関して、所轄行政官庁からの承認報告書を受けることを条件とする。当該報告書が請求された日から 3 月の期間が、所

轄行政官庁が当該報告書を交付することなく経過した場合は、当該報告書は承認されたものとみなされる。承認されない報告書の場合は、保証標章の登録出願は、該当する場合は出願人を聴聞することを条件として、拒絶されるものとする。

(3) 保証標章が原産地の表示からなる場合は、使用規約はその者の商品又はサービスが当該地域に出所を有し、かつ当該規約の要件を充足する何人も当該標章を使用することができる旨を規定するものとする。

第70条 出願の拒絶

(1) 保証標章の登録出願は、個別商標と同一の方法及び同一の理由によるほか、これに加えて、第68条及び第69条の要件を充足しない場合、又は使用規約が法律又は公序良俗に反する場合に、拒絶される。

(2) 保証標章の出願はまた、公衆に当該標章の特徴又は意義に関し誤認を与える可能性がある場合、特にそれが保証標章以外のものであるとの印象を与える可能性がある場合にも、拒絶される。

(3) 出願は、出願人が使用規約の改訂により(1)及び(2)の要件を充足した場合は、拒絶されない。

第71条 使用規約の改訂

(1) 保証標章の所有者は、使用規約の改訂案をすべてスペイン特許商標庁に提出するものとする。改訂される使用規約が第69条の要件を充足しない又は第70条に記載された登録禁止事由の何れかに抵触する場合は、改訂は拒絶される。

(2) 使用規約の改訂は、スペイン特許商標庁において登録された時点から効力を生じるものとする。

第72条 無効理由

第51条及び第52条に定める無効理由に加えて、保証標章の登録は、当該登録が第70条に違反して取得された場合は、無効と宣言される。ただし、当該標章の所有者が使用規約の改訂により当該規定が定める要件を充足する場合は、この限りでない。

第73条 失効理由

保証標章の登録は、第55条に定める理由と同様に、次の事情の何れかが発生し、かつその問題に対する最終決定が次の内容である場合は、失効する。

(a) 所有者が適正な資格を有する者に対し当該標章の使用を恣意的に拒否した又は標章の使用規約の別の不可欠の規定を充足しなかったこと。当該標章の使用許可を不当に拒否した場合は、裁判所は事情を斟酌の上、失効の宣言を取り消して、恣意的に排除された者による当該標章の使用を許可することを当該所有者に義務付けることができる。

(b) 当該標章が使用規約に反する方法により使用されることを防止する適切な措置を所有者が取っていないこと

(c) 所有者が許可した使用の結果として、当該標章が第70条(2)の意味で公衆に誤認を与える虞があるようになっていること

(d) 使用規約に対する改訂が第71条(1)の規定に違反して登録されていること。ただし、当

該標章の所有者が使用規約を更に改訂することにより当該規定が定める要件を遵守する場合は、この限りでない。

(e) 所有者自身又は所有者が経済的関連を有する者が製造した商品又は供給したサービスに当該標章を使用していること

第 III 章 通則

第 74 条 使用規約の公的性質

スペイン特許商標庁に預託された団体標章又は保証標章についての使用規約は、何人も手数料を納付せずに、自由に閲覧することができる。

第 75 条 商標の使用

団体標章及び保証標章の使用のための要件は、第 39 条に従い許諾された者が行う使用によって充足されるものとする。

第 76 条 訴訟の提起

(1) 団体標章又は保証標章の登録に起因する訴訟は、当該標章を使用する権原を有する者が提起することはできないが、所有者が明示的な許諾を与えた場合又は使用規約に反する規定がある場合は、この限りでない。

(2) 団体標章又は保証標章の所有者は、当該標章を使用する権原を有する者の費用で、これらの者が当該標章の不許諾使用により被った損害に対して賠償するよう請求することができる。

第 77 条 取り消された団体標章又は保証標章の登録の暫定的禁止

本法に定める理由の何れかにより登録が取り消された団体標章又は保証標章は、当該標章の登録取消が公告された日から、又は当該標章が不更新を理由として失効した場合は登録更新の猶予期間が終了する日から、3 年の期間は、同一又は類似の商品又はサービスを登録することができない。

第 78 条 適用規定

個別商標に関して本法に記載される規定は、この部において別段の規定がない限り、団体標章及び保証標章に適用される。

第 VIII 部 国際商標

第 79 条 スペインへの領域拡張の申請

所有者が明示的に請求することを条件として、標章の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定(以下「マドリッド協定」という)のスペインにおいて有効な法律、及びマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日の議定書(以下「議定書」という)、又は双方の範囲内で行われた商標の国際登録は、拡張によりスペインにおいて効力を有するものとする。

第 80 条 スペインにおける保護の拒絶及び付与

(1) スペインにおける国際商標の保護は、マドリッド協定第 5 条及び議定書第 5 条に従い拒絶することができる。

(2) 付与又は拒絶の目的で、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条(4)は、該当すれば国際商標登録に適用される。

(3) 第 18 条にいう出願の公告は、国際商標については、マドリッド協定第 3 条(4)又は議定書第 3 条(4)に従い国際事務局がその定期公報において行う公告に置き換えるものとする。スペイン特許商標庁は、国際事務局による当該公告についての言及を工業所有権公報において公告する。

(4) 第 19 条(2)に定める異議申立期間は、前項にいう言及を工業所有権公報に公告した時点に始まる。

(5) 第 21 条(1)に規定の場合は暫定的であり、また第 22 条(1)に規定の場合は最終的である保護の拒絶については、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則(以下「協定及び議定書に基づく共通規則」という)に定める方法及び期限までにこれを国際事務局に通知する。

第 81 条 国際登録出願

(1) 出願は、マドリッド協定の規定に従いスペインにおいて登録された商標の所有者により又は議定書に従い商標の所有者若しくは単なる出願人により、第 11 条(1)、(2)、(3)及び(4)に基づいて所轄官庁に対して行うものとする。

(2) 国際登録の出願、当該登録の更新申請又は何れかの補正の登録申請時には、国内手数料が納付されるものとし、不納付の場合は、当該出願／申請は処理されない。

第 82 条 国際出願の予備審査

(1) 国際登録の出願が受領された場合は、所轄官庁は、次の事項を審査する。

- (a) 出願が協定及び議定書に基づく共通規則に定める公定様式を使用して提出されたか否か
- (b) 国内手数料が納付済みか否か

(2) 提出した出願がこれらの要件を充足しない場合は、出願人は認められた瑕疵について通知され、それらを規則により定められる期間内に訂正することができるようにする。当該瑕疵が訂正されない場合は、出願の取下としてこの事項は解決される。出願にこれらの瑕疵が一切認められない又は当該瑕疵が訂正された場合は、所轄官庁は出願又は該当する場合はその訂正版を受領した日を国際登録出願日として付与し、5 日以内に出願をすべての関連書類と共にスペイン特許商標庁に転送する。

(3) スペイン特許商標庁が出願を受領した場合は、原出願国の官庁として次の事項について審査する。

(a) 出願人がマドリッド協定第1条及び第2条又は該当する場合は議定書第2条に従い国際登録を求める権利を有するか否か

(b) マドリッド協定第3条(1)又は該当する場合は議定書第3条(1)に従い遵守を証明する目的で、国際出願に含まれた情報が国内登録の情報又は場合に応じて国内登録出願の情報に対応するか否か

(4) 国際出願が審査された要件の1を充足しない場合は、スペイン特許商標庁はその瑕疵を出願人に通知して、規則により定められる期間内に訂正することを出願人に要請するものとする。当該瑕疵が訂正されない場合は、当該出願の取下としてこの事項が解決される。

(5) 出願人が瑕疵を適切に訂正した場合は、スペイン特許商標庁は出願の訂正版の受領日を当該国際出願の出願日として示すものとする。

第83条 国際登録の変更

(1) 議定書第6条(4)に基づいて取り消された国際登録は、当該国際登録の取消日から3月以内にスペイン特許商標庁に送付された場合は、スペインにおいて当該国際登録が対象とする商品又はサービスについての国内商標出願に変更することができる。

(2) 変更請求をする者は、第12条に従い国内登録出願を提出するものとする。この出願には、次のデータも含むものとする。

(a) 出願が変更のためである旨の陳述

(b) 出願が基礎とする国際登録番号及び日付

(c) 当該登録がスペインにおいて付与されているか又は付与が係属しているか否かに関する表示

(d) 第29条(4)に従い、通知を目的とするスペインにおける居所

国際事務局からの証明は、登録出願に添付され、当該商標及びその無効前にスペインにおいて効力を有していた国際登録の保護に係る商品又はサービスを表示する。当該証明には、スペイン語への翻訳文が添付される。

(3) 変更申請は、国際登録の日又は場合に応じて爾後のスペインへの拡張の日に提出されたとみなされ、優先権を有する場合は、この権利を享受する。更に、変更の申請は国内商標出願として処理される。ただし、変更の申請がスペインにおいて既に付与されている国際商標に言及する場合は、第22条(4)に従い、更なる手続なく、国内登録としての付与が認められる。絶対的又は相対的禁止事由の存在を根拠とする審判請求は、この合意に対しては行うことができないが、有効な変更の要件又は出願された国際登録を直接付与する要件を充足しなかったことを根拠とすることができる。

(4) 第31条及び第32条の適用上、変更申請をスペイン特許商標庁が受領した日又は該当する場合は第16条(3)に規定の日が出願日とみなされる。

第 IX 部 共同体商標

第 84 条 スペイン特許商標庁への共同体商標出願

共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No. 40/94 第 25 条(1) (b)の範囲内のスペイン特許商標庁における共同体商標出願は、該当する手数料の納付を生じさせるものとする。当該手数料が納付されたことを条件として、スペイン特許商標庁は出願受領の日及び出願を構成するページ数を表示して、それを欧州共同体商標意匠庁に転送する。

第 85 条 失効又は無効の後続宣言

共同体商標がスペインにおいて効力を有する先の商標の経過年数の恩典を享受する場合は、当該先の商標は、当該商標が所有者による更新不履行、放棄、又は場合に依りて維持手数料不納付を理由に既に失効していても、無効又は失効を宣言することができる。

第 86 条 共同体商標の変更

(1) 共同体商標の出願を国内商標出願に変更する手続は、欧州共同体商標意匠庁より転送された変更請求をスペイン特許商標庁が受領した時点に開始する。

(2) 変更請求のスペイン特許商標庁による受領時に始まる規則により定められる期間内に、請求人は次の要件を充足するものとする。

(a) 第 12 条(2)に定めた手数料の納付

(b) スペイン語で起草されていない変更請求及び添付書類のスペイン語翻訳文の提出

(c) 第 29 条(4)に従い通知を目的とするスペインにおける居所の指定

(d) 商標が図形標章であるか又は図形の要素を含む場合は、当該商標の複製 4 通の提供

(3) 前項に定める期限までに前項に記載された要件が充足されなかった場合は、変更請求は取下とされる。当該要件が充足された場合は、スペイン特許商標庁は、共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No. 40/94 第 108 条(2)及び第 110 条(1)に従い請求された変更の受理可能性について決定する。

(4) 変更請求は、共同体商標出願として付与された出願日に提出されたものとみなされ、優先権又は経過年数が主張されている場合は、これらの権利を享受するものとする。更に、変更請求は国内商標出願と同様に処理される。ただし、変更の請求対象が既に登録された共同体商標に言及する場合は、更なる手続なく、国内商標の地位が付与され、第 22 条(4)の規定が適用されるが、放棄、不更新又は商標所有者に起因するその他の理由により、決定がスペインにおける保護に影響を与える可能性のある無効又は失効の理由の実質に関して係属しているという事実は除くものとし、この場合は、当該請求は国内商標出願として処理される。本項に定める直接付与の合意に対しては、絶対的又は相対的禁止事由の存在を根拠として審判請求することができないが、当該審判請求は、有効な変更の要件又は申請した共同体商標を直接付与する要件を充足しないことを根拠として行うことができる。

(5) 第 31 条及び第 32 条の適用上、スペイン特許商標庁が変更請求を受領した日が出願日とみなされる。

第 X 部 商号

第 87 条 概念及び適用規定

- (1) 商号とは、視覚的に表示することができる標識であつて、取引過程において企業を特定し、それを同一又は類似の活動を営む他の企業から識別するものである。
- (2) 特に、次のものが商号を構成することができる。
- (a) 父方の名をとった名称、事業の名称及び法人の名称
 - (b) 架空の名称
 - (c) 法人の活動の主題を示唆する名称
 - (d) アナグラム及びロゴタイプ
 - (e) 画像、図形及び図画
 - (f) 前各号において非制限的に記載した標識の組合せ
- (3) この部に別段の規定がある場合を除き、商標に関して本法に記載される規定は、それらが内容において矛盾しない限り、商号に適用される。

第 88 条 登録禁止事由

次の標識は、商号として登録することができない。

- (a) 第 87 条を遵守しないために商号を構成することができないもの
- (b) 第 5 条に記載された絶対的禁止事由の何れかに抵触するもの
- (c) 第 6 条から第 10 条までに規定の先の権利に影響を及ぼす虞がある標識

第 89 条 分類及び適用手数料

- (1) 登録出願は、出願する商号により識別されることを主張する活動について、当該活動がサービスの提供又は商品の生産若しくは市販に関するか否かに応じて、商品及びサービスの国際分類に従う類により分類して明記するものとする。
- (2) 商号の出願及び更新は、商標と同一の方法により、対象となる類の数に従い該当する手数料の納付を条件とする。

第 90 条 登録により付与される権利

商号の登録は、その所有者に対し、本法に定める方法で経済取引において商号を使用する排他権を付与する。

第 91 条 商号の無効及び失効

- (1) その内容と矛盾しない限り、商号は、第 88 条に違反して登録されている場合にも、商標について規定される同一の方法及び同一の理由により無効と宣言される。
- (2) その内容と矛盾しない限り、商号は、商標について規定される同一の方法及び同一の理由により失効と宣言される。

第1 追加規定 管轄権及び手続に関する規定

特許法(1986年3月20日法律 No. 11/1986)第13部に記載された有効な規定は、特許との関連では、本法に準拠する識別性のある標識に関する異なる手続に対して、同特許法第128条を除き、これがその内容と矛盾しない限り、適用される。

第2 追加規定 手数料

独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律 No. 17/1975)第11条(4)にいう手数料の正当事由及び金額は、識別性のある標識に関して、本法の付録に規定の通りとする。

第3 追加規定 特許法の改正

(1) 特許法(1986年3月20日法律 No. 11/1986)第125条については、次の文言を有する新たな(3)を追加する。

「特許を受ける権利の侵害を主張する訴訟の場合は、当該侵害が発生した又はその効果が生じた自治州における前項にいう同一裁判所も、原告の裁量により、裁判管轄を有する。」

(2) 特許法(1986年3月20日法律 No. 11/1986)第155条については、次の文言とする。

「(1) 次の者は、スペイン特許商標庁に対して行為することができる。

(a) 行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)第III部に従い行為する資格を有する利害関係人

(b) 工業所有権弁護士

(2) 欧州連合の加盟国に居住しない者は、すべての事案において、工業所有権弁護士を通じて行為するものとする。」

第4 追加規定 手続の完了

工業所有権に関する手続を完了する期限が土曜日に経過する場合は、当該手続は、当該土曜日に続く最初の就業日に有効に実行することができる。

第5 追加規定 手続の解決のための期限

本法に準拠する手続を解決するための最長期間は、スペイン特許商標庁が個別申請を受領した日から起算するものとし、次の通りとする。

(a) 識別性のある標識の付与：申請が停止されず、異議申立がない場合は12月、当該事情の何れかが生じた場合は20月

(b) 識別性のある標識の更新：停止が生じなかった場合は8月、そうでない場合は12月

(c) 譲渡、物権、契約上のライセンス及び権利又は登録合意のその他の変更の登録：停止が生じなかった場合は6月、停止の場合は8月

(d) 権利の回復：6月

(e) 国際登録の変更：変更申請がスペインにおいて既に付与されている国際商標に言及する場合は5月、そうでない場合は国内商標の付与手続のために設定された期間

(f) 共同体商標の変更：変更申請が既に登録された共同体商標に言及する場合は5月、そうでない場合は国内商標の付与手続のために設定された期間。この場合は、当該期間は、申請人が第86条(2)の要件を充足した日から起算する。

(g) 特定の解決期限を条件としない他のすべての工業所有権手続：20 月

第 6 追加規定 工業所有権公報

(1) スペイン特許商標庁は、各法令の規定に従い、異なる様式の工業所有権のためのサービス及び手続に関する申請、決定及び通知が記入される工業所有権公報を定期的に発行する。

(2) スペイン特許商標庁は、閲覧可能なコンピュータ媒体により工業所有権公報を公衆の利用に供する。

第 7 追加規定 他の登録可能な方式の工業所有権に対する権利の回復申請

(1) 第 25 条に記載された規定は、特許、実用新案、半導体製品の回路配置、工業的及び芸術的図案については、同規定がこれらの内容と矛盾しない限り、これらに対して適用される。

(2) 第 25 条(5)に定める例外に加えて、権利の回復は特許法(1986 年 3 月 20 日法律 No. 11/1986)第 33 条(1)及び(2)並びに第 39 条(2)において想定される期限に対しても、同様に適用されない。

第 8 追加規定 電子的手段の使用

(1) 科学技術省は、2 年の期間内に関連の権能を有する自治州と共同して、スペイン特許商標庁、該当する場合は自治州の所轄官庁とそれらのサービスの利用者との間の通信及び書類の交換が電子的媒体を利用して提出若しくは送信されることができ、又は必要な場合は提出若しくは送信されるものとする場合を決定する権限を有する。当該通信及び各種書類の一般的条件、要件及び技術的仕様については、スペイン特許商標庁長官の決定によって設定される。

(2) 磁氣的媒体又はテレマティクス手段による出願の一般的条件、要件及び技術的仕様を設定された場合は、登録出願手数料、出願の分割手数料及び更新手数料は、利害関係人が当該出願を磁氣的媒体又はテレマティクス手段により行った場合は、15%減額される。

第 9 追加規定 保護標識の伝達

スペイン特許商標庁により実施されるべき絶対的禁止事由の実体審査の目的で、次の事項が同庁に伝達されるものとする。

(a) 農業漁業及び食糧省の所轄官庁により：原産地名称、保護された地理的表示及び保護された植物品種の名称

(b) 保健及び消費経済省の所轄官庁により：医薬品法(1990 年 12 月 20 日法律 No. 25/1990)第 15 条(3)の規定に基づいて公告されたスペインにおける認可物質の公定スペイン語名称の一覧、及び世界保健機関により公告された国際的な非専売名称

(c) 各種行政府の所轄官庁により：第 5 条(1)(k)に従い保護されるべき公益を有する標識

第 10 追加規定 スペイン特許商標庁により実施されるデータベース照会についての契約上及び予算上の規則

(1) スペイン特許商標庁が行う国内又は外国データベースによる技術開発又は工業所有権一般についての照会は、2000 年 6 月 16 日勅令 No. 2/2000 により裁可された行政契約に関する法律の改正版に定める条件による契約締結を必要としない。

(2) そのようなデータベースの使用には、スペイン特許商標庁の支出予算において適正かつ十分な残高があることを要する。当該データベースの照会についての供給業者に対する支払は、支出記録によって行うことができ、その証拠を提出しなければならない。

第 11 追加規定 テレマティクス通信ネットワークによる情報サービスの提供

スペイン特許商標庁は、自治州と協力して、テレマティクス通信ネットワークにより無償で、工業所有権公報、並びに出願の法的地位、識別性のある標識、特許、実用新案及び工業意匠の同一性及び類似性、歴史的公文書に関する情報、並びに技術情報若しくは工業所有権の普及目的又はその他の正当な目的でその開示が適切であるとみなされる工業所有権関連事項に関する情報全般を利用可能にすることができる。

第 12 追加規定 行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992 年 11 月 26 日法律 No. 30/1992)の適用

工業所有権に関する行政手続、並びに特に登録、更新及び権利譲渡の登録及びその他の登録行為のための手続は、その特定の規則に準拠し、更に行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992 年 11 月 26 日法律 No. 30/1992)の規定に準拠する。

第 13 追加規定 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975 年 5 月 2 日法律 No. 17/1975)の改正

(1) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975 年 5 月 2 日法律 No. 17/1975)第 3 条(1)は、改正され、次の文言を有するものとする。

「(1) 当該機関の長」

(2) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975 年 5 月 2 日法律 No. 17/1975)第 4 条は、改正され、次の文言を有するものとする。

「(1) 当該機関の長は、スペイン特許商標庁が附設される省の次官とする。

(2) 当該機関の長の権限は、次の通りとする。

(a) 当該機関の方針を規定し、行動指針を設定すること

(b) 当該機関の長官の管理を承認すること

(c) 長官が定期的に提出する報告によって、スペイン特許商標庁の運営を熟知すること

(d) 収支予算の予備案及びその年度決算を承認すること

(e) 当該機関の年度活動報告を承認すること

(f) 該当する場合はその内容及び重要性により自己が知得した事項に関する契約を採択すること」

(3) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975 年 5 月 2 日法律 No. 17/1975)第 5 条は、改正され、次の文言を有するものとする。

「(1) スペイン特許商標庁長官は、当該機関の長が策定した指針を実施し、同機関の法定代理人として行為し、かつ提供される業務を管理する有効な権限を有する。長官は同機関に依存するすべての事業体の監督及び監視を担当し、同機関の権限内のすべての事項を解決し、かつ、自己の管轄である工業所有権事項に関する自己の決定は、行政手続の最後とする。

(2) スペイン特許商標庁長官の指名は、当該機関が附設されている省庁の大臣による提案に基づいて勅令により行う。」

第 14 追加規定 周知又は著名な商標又は商号と混同を生じさせる虞のある法人名称の付与の禁止

法人名称の認可又は検証を管轄する登録機関は、申請された名称又は事業名称について、本法の条件に基づく周知又は著名な商標又は商号に対応する又はこれと混同を生じさせる可能性のある場合は、商標又は商号の所有者の許諾が得られた場合を除き、これを拒絶する。

第 15 追加規定 スペイン特許商標庁の国際機関及び外国官庁との協力

スペイン特許商標庁が国際機関と共同して実施する研修活動及び協力活動、並びに受益者として外国工業所有権官庁又はそれらの職員と連携して行う研修活動及び協力活動で、支援又は助成とみなすことができるものは、広報及び競争手続の対象ではないものとする。

第 16 追加規定 ネットワーク・ドメインネームに関する法案

適切な時期にかつ必要な検討及び協議後に、政府は議会に対しトップレベルの国のネットワーク・ドメイン「.es」に含まれる名称に関する法案を提出するものとする。法案は、特に工業所有権法令により保護される識別性のある標識に適用される基準に基づくものとする。

第 17 追加規定 商標侵害を理由とする会社の清算

商標法の侵害に関する判決が事業名称の変更を要求し、かつ当該変更が1年以内に実施されない場合は、当該会社は権利として解散するものとし、商標登録官は第44条の規定を害することなく、職権でその抹消を実施する。

第 18 追加規定 法人名称に関する法案

適切な時期にかつ必要な検討及び協議後に、政府は議会に対し、法人の事業名称の規制法案を提出する。

第 19 追加規定 保護された原産地名称及び地理的表示に関する法案

適切な時期にかつ必要な検討及び協議後に、政府は議会に対し、現に有効な葡萄の木、ぶどう酒及びアルコール法(1970年12月2日法律No.25/1970)を代替する保護された原産地名称及び地理的表示についての規制法案を提出する。

第1 経過規定 手続に関する経過規則

本法の施行前に開始された商標、商号及び事業標識についての手続は、従前の法令に従い行われ、解決される。

第2 経過規定 既に登録された権利に対する本法の適用

- (1) 従前の法令の有効期間中に付与された商標及び商号は、次の条項に規定する場合を除き、本法に準拠するものとする。
- (2) 工業所有権法に基づいて付与された商標及び商号で1988年商標法の有効期間中に更新されなかったものは、その更新及び5年ごとの手数料の納付については、次の規定に従うものとする。
 - (a) 本法の施行後のその初回更新は、それらの法定存続期間20年の末日に先立つ6月以内に提出され、かつ第32条の規定を遵守するものとする。この更新は、原登録出願の出願日から10年間付与される。その後の更新は、本法の規定に従い行われるものとする。
 - (b) 本法の施行後に行われた初回更新時まで、これらの商標及び商号は、対応する5年ごとの手数料の納付を条件とするが、失効の罰則付きとする。これらの目的で、5年ごとの手数料の納付期日は登録が付与された日の各5周年月の末日とし、対応する納付は納付期日に先立つ3月以内又は当該期日の翌月に行うものとする。
- (3) 前項に含まれない商標及び商号であって、その付与が公告されている、又はその最後の更新が1988年商標法の規定に基づいて出願されたが、原子核安全理事会により提供されるサービスについての手数料及び公定料金に関する法律(法律 No. 14/1999)の施行前であったものは、本法の施行後に行われた初回更新まで、対応する5年ごとの手数料の納付を条件とするが、失効の罰則付きとする。これらの目的で、第2回の5年の期間の納付期日は原登録出願の出願日の5周年月の末日とし、対応する納付は納付期日に先立つ3月以内又は当該期日の翌月に行うものとする。
- (4) 前各項にいう5年ごとの手数料の額は、本法の付録の附則1.11に規定する額とする。対応する5年の手数料の納付期間が手数料が納付されずに終了した場合は、当該手数料は、6月を限度として、最初の3月以内は25%の割増手数料及び翌3月以内は50%の割増手数料を付して納付することができる。

第3 経過規定 登録された事業標識に関する経過規則

- (1) 本経過規定を害することなく、事業標識は、その登録が有効な限り、かつこれがそれらの基本的内容と矛盾しない限り、本法の規定に準拠するものとする。
- (2) 事業標識の登録は、次の事項に従い暫定的にその存在を追求するものとする。
 - (a) 本法の施行後6月以内に効力を有する事業標識は、当該施行後7年の期間において更新することができる。当該更新の申請書には、単一の類について付録の附則1.8(a)に規定の更新手数料の50%の納付の証拠を添付するものとする。事業標識の更新が単一自治州に所在する自治体のみを含む場合は、更新申請書は当該自治州の所轄官庁に提出するものとし、当該所轄官庁は、適切な登録簿への記入を目的として、5日の期間内にスペイン特許商標庁に対し更新申請書の提出及び規律の双方を適時に報告することを害することなく、これを規律し、かつ事由を記録することを担当するものとする。自治州の所轄官庁による請求により、スペイン特許商標庁はこれら事業標識についてのファイルの写しを発行する。これらの名称の更

新のために納付すべき手数料は、所轄自治州によって回収され、当該自治州が規定する方法により納付されるものとする。

(b) 前号に従う更新がされなかった事業標識又は第1経過規定により本法の施行後に付与された事業標識は、それらが付与された又は最後に更新された10年又は20年の期間の末日まで、登録が維持される。5年ごとの手数料の納付を条件とする本号の対象である事業標識に関する納付については、失効の罰則付きで、それらが付与された又は最後に更新された法令に応じて、第2経過規定(2)(b)又は(3)に規定の期間内に納付されるものとする。当該経過規定(4)も同様に適用される。

前各号に規定の有効登録期間が満了した場合は、事業標識の登録は、恒久的に取り消され、その名称は不正競争法(1991年1月10日法律No.3/1991)第6条及び第12条に従い、不正競争に関する一般規定及び次の経過規定により保護される。

(3) 事業標識の有効登録期間中は、

(a) 以前に出願された又は登録された事業標識と同一の標識は、商標又は商号が出願された商品、サービス又は活動と同一の活動を指定するためには、登録することができない。これらの目的で、事業標識の所有者は、第19条に従い当該標識の登録に異議を申し立てることができる。又はそれらが本項に違反して登録された場合は、当該標識無効を請求することができる。

(b) 事業標識は、商標についての規定と同一の方法及び同一の事由により無効又は失効を宣言することができる。また、それに先行し、かつ同一又は類似の商品、サービス又は活動のために意図されている商標、商号又は事業標識(この場合は、同一自治体について)と十分には相違していないとしても、それが登録されている場合にも、無効を宣言することができる。

第4経過規定 恒久的に取り消された事業標識の登録外保護

(1) 第3経過規定(2)の最後の段落の規定に基づいて恒久的に取り消された事業標識の所有者又は受益者は、当該識別性のある標識が第3経過規定(3)(a)に規定するように当該標識より後のものでありこれと両立しない場合は、当該事業標識が登録により保護を受けている自治体における商標又は商号の使用に異議を申し立てることができる。

(2) 事業標識の所有者が当該標識が保護を受けている自治体において商標又は商号の使用を知りながら連続5年間黙認していた場合は、(1)の適用は停止する。ただし、これらの識別性のある標識が悪意で申請された場合は、この限りでない。

(3) 後に登録された商標又は商号の所有者は、(1)において想定される事業標識の使用に対しては、当該標識が前項に基づいて当該後の商標又は商号に対して最早援用することができない場合であっても、異議を申し立てることはできない。

(4) 本経過規定により付与された権利は、第3経過規定(2)の最後の段落に従い、又は事業標識が連続した3年の期間使用を停止された場合は、登録無効後20年で消滅する。

第5経過規定 自治州の所轄官庁による登録活動の開始

工業所有権法令を施行する権限を法令により与えられた自治州は、スペイン特許商標庁との調整を条件として、それぞれの官報において、当該自治州の所轄官庁が本法に従い出願を受領し、審査する業務を開始する日を公告する。当該官庁の設立まで、それらに委任された登録機能は、スペイン特許商標庁によって履行される。

同様に、当該官庁が活動を開始するまで、スペイン特許商標庁は、該当する場合は、当該自治州の官庁に提出された出願の出願日として、第13条にいう事項を記載した書類の受領日としてこれらの州が登録した日を割り当てる。

第6 経過規定 商号の分類

(1) 本法の施行後の初回更新において、従前の法令に基づいて付与された商号は、第89条に従い分類される。

(2) 更新の申請人は、活動の一覧の文字通りの意味を変更することなく、自己の分類の提案を提出するものとするが、その活動順を変更するか又は自己の選択により活動を放棄することもできる。スペイン特許商標庁が提出された分類を正確であるとみなさない場合は、同庁は新たな分類を利害関係人に提案して、当該関係人が規則により定められる期間内にそれに対する決定を下すことができるようにする。この期間が満了した場合は、スペイン特許商標庁は、利害関係人が応答したか否かに拘らず、この事項を解決する。

(3) 初回更新のために、付録の附則1.8(a)に規定の更新手数料を単一の類について納付するものとする。その後の更新は、更新申請が含む類の数に応じて、適正なる金額での更新手数料の納付を条件とする。

第7 経過規定 登録の併合

本法の施行後に、かつ利害関係人の請求により行われる初回更新において、従前の法令に基づいて異なる類について付与された商標は、単一登録に統合することができる。ただし、所有者、標識及び日が同一であり、かつ適正な追加更新手数料が納付されることを条件とする。当該併合手続は、規則により決定する。

第8 経過規定 5年ごとの手数料の不納付による失効

第56条は、5年ごとの維持手数料の不納付のために失効を宣言される商標、商号及び事業標識に適用される。

単一廃止規定

(1) 同等又は下位のすべての規定で、本法の規定に矛盾するか又は抵触するものは、これを廃止する。

(2) 次の規定は、明示的にこれを廃止する。

(a) 商標法(1988年11月10日法律 No. 32/1988)

(b) 勅令法により1929年7月26日に裁可され、その改訂版が1930年4月30日勅令により承認され、かつ1931年9月16日法律による法の効力を以って批准された工業所有権法第XI部第II章について、それが商標、商号及び事業標識に関連する範囲まで

(c) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律 No. 17/1975)第4条(11)について、それが商標、商号及び事業標識に関する範囲まで、及び第11条(5)第2段落(b)

(d) 工業所有権分野における緊急措置を定める勅令法(1998年7月31日勅令法 No. 8/1998)第2条

(e) 原子核安全理事会により提供されるサービスについての手数料及び公定料金に関する法律(1999年5月4日法律 No. 14/1999)第6追加規定、第7追加規定及び第2経過規定

第1 最終規定 管轄権

本法は、憲法第149条(1)(9a)に規定するように、工業所有権法令に関する国家の権能に従い公布される。

第2 最終規定 本法の展開

閣僚会議は、本法の実施及び展開に必要な規定を法制化する権限を付与される。

第3 最終規定 施行

本法は、2002年7月31日に施行する。ただし、第V部第85条、並びに第3追加規定、第4追加規定、第8追加規定、第10追加規定、第11追加規定、第13追加規定、第14追加規定及び第15追加規定の規定は除くものとし、これらは官報における本法の公告の翌日に施行する。

付録

第2 追加規定に規定の手数料は、次の通りとする。

附則1 権利の取得、防御及び維持

1.-(1) 次のものの登録出願手数料：

- (a) 商標又は商号：出願された各類につき，134.39 ユーロ (22,360 ペセタ)
- (b) 保証標章又は団体標章：出願された各類につき，268.77 ユーロ (44,720 ペセタ)
- (c) 国際登録(国内手数料)：36.06 ユーロ (6,000 ペセタ)
- (d) 共同体商標(受領及び転送手数料)：24.04 ユーロ (4,000 ペセタ)

1.-(2) 分割手数料：各出願又は結果となる分割登録につき，51.09 ユーロ (8,500 ペセタ)

1.-(3) 権利の回復手数料：89.01 ユーロ (14,810 ペセタ)，緊急解決請求手数料：45.39 ユーロ

1.-(4) 特定の手数料が示されていない申請の手数料：44.50 ユーロ (7,405 ペセタ)

1.-(5) 主張された各外国又は博覧会優先権：19.05 ユーロ (3,170 ペセタ)

1.-(6) 補正：商標出願又は登録か，自発的か又は職権により命じられた停止の結果かを問わず，商品若しくはサービスの類，手順，特徴，一覧，使用規約についての補正，又は一般的に本法により許諾されたファイルの補正：21.55 ユーロ (3,585 ペセタ)

1.-(7) 異議：異議申立：38.56 ユーロ (6,410 ペセタ)

1.-(8) 次のものの登録更新手数料

- (a) 商標又は商号：更新される各類につき，155.60 ユーロ (25,890 ペセタ)
- (b) 保証標章又は団体標章：更新される各類につき，312.53 ユーロ (52,000 ペセタ)

1.-(9) 遅延：更新及び連続5年ごとの手数料(経過規則)の納付遅延，最長6月までとし，最初の3月以内は25%の割増手数料及び翌3月以内は50%の割増手数料

1.-(10) 行政処分の不服申立及び再審査：不服申立又は再審査請求の提出：89.01 ユーロ (14,810 ペセタ)

1.-(11) 連続5年ごとの手数料(経過規則)：69.54 ユーロ (11,570 ペセタ)

附則2 権利譲渡及びその他の修正の登録

2.-(1) 所有権，ライセンス，物権，購入選択権若しくはその他の制限又は暫定救済措置若しくは強制執行措置の変更の登録又は削除：影響を受けた各登録につき，28.24 ユーロ (4,698 ペセタ) [最高6,010.12 ユーロ (1,000,000 ペセタ)まで]

2.-(2) 所有者の名称の変更の登録：影響を受けた各登録につき，14.12 ユーロ [最高2,404.05 ユーロまで]

附則3 その他のサービス

3.-(1) 証明：14.27 ユーロ (2,375 ペセタ)

3.-(2) ファイルの閲覧及び視聴：3.01 ユーロ (500 ペセタ)

3.-(3) ファイルに関連する書類の複写：9.62 ユーロ (1,600 ペセタ)に10ページを超過する各ページ当たり追加費用0.96 ユーロ (160 ペセタ)を加算

附則 4 公告

4.-(1) 不服申立人の請求により、識別性のある標識に関する行政不服申立手続の記録の公表の工業所有権公報における公告：120.20 ユーロ (20,000 ペセタ)

4.-(2) 当事者の請求により、工業所有権公報における識別性のある標識に関する行政不服申立手続の不成立の公告：120.20 ユーロ (20,000 ペセタ)